

平成30年度 指定障害児通所支援事業者等に対する集団指導 次第

【 児 童 】

場所：第4庁舎 2階ホール

日時：平成30年9月27日（木）

- |   |                 |       |
|---|-----------------|-------|
| 1 | あいさつ            | 13:00 |
| 2 | 説明              |       |
|   | (1) 指導、運営等について  |       |
|   | (2) 請求事務等について   |       |
|   | (3) 消防法等について    |       |
|   | (4) 労働基準法等について  |       |
|   | (5) 虐待対応について    |       |
|   | (6) 相談支援の拡充について |       |
| 3 | 事務連絡            |       |
| 4 | 終了              | 15:40 |

# 平成30年度 障害児通所支援事業者集団指導

川崎市健康福祉局  
障害保健福祉部障害計画課  
事業者指定担当 事業者指導担当

1

## 目次

1. 指導・監査について
2. 人員基準・設備基準について
3. 運営について
4. 必要な届出について
5. 各種加算等について
6. 共生型サービスについて
7. その他

2

# 1. 指導・監査について

3

## 1 指導・監査について

### ◎ 指導の目的

指定事業者が児童福祉法及び関連法令等の規定に基づいて支援及び請求等に関する事項について周知徹底することにより、障害児通所支援等の質の確保及び障害児通所給付等の適正化を図ること。

4

# 1 指導・監査について

## ◎ 基本的な法令等

- ① 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成24年川崎市条例第54号) (以下、「基準」という)
- ② 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例  
(平成24年川崎市条例第56号)
- ③ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ④ 厚生労働大臣が定める一単位の単価  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号)

5

# 1 指導・監査について

## 指導の実施

「川崎市指定障害児通所支援事業者等指導実施要綱」に基づき実施

### ● 集団指導

本市が指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じて、一定の場所に集めて行う指導。

### ● 実地指導

本市が指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等に対して、指定障害児通所支援事業者等の事業所において実地に行う指導。

6

## 監査の実施

「川崎市指定障害児通所支援事業者等監査実施要綱」に基づき実施

### ● 監査

支援内容等が行政上の措置に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合又は障害児通所給付等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

## 2. 人員基準・設備基準について

## 2

# 指定基準について

(人員基準)

### 【人員基準における「常勤」とは】

事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいいます。(※ 一部の例外あり)

### 【人員基準における「常勤換算」とは】

従業者のそれぞれの勤務時間数の総数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算することです。

※勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間です。

9

## 2

# 指定基準について

(人員基準)

## 児童発達支援

平成30年4月1付けで人員配置基準が以下のとおり改正されました。

### 改正概要

○人員基準上必要な職員を、「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

○上記のうち、半数以上を児童指導員又は保育士とする。

※人員配置基準上必要な職員に加えて配置する職員については、これまでどおり指導員を配置することが可能

### <経過措置>

平成30年3月31日において現に存在する障害児通所支援事業所等については、平成31年3月31日までは改正前の基準により職員を配置することができる。

10

## 2

## 指定基準について

(人員基準)

## 資格要件について

## ○児童指導員

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生労働省令第63号)」第43条各号のいずれかに該当する者

(※詳細は参考資料1を御参照ください。)

## ○障害福祉サービス経験者

学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービス(※)に係る業務に従事したもの

(※)ここでいう「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを指す。障害児通所支援や相談支援は該当しないため注意。

11

## 2

## 指定基準について

(人員基準)

## 放課後等デイサービス

従業者	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li>②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>(①及び②の半数以上は、児童指導員又は保育士)</li> </ul>
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>1人以上は専任かつ常勤</li> </ul>
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く (サービス提供を行う時間帯を通じて配置する場合には、機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる)
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの</li> <li>・支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul>	

12

## 2

## 指定基準について

(人員基準)

## 児童発達支援(センター以外)

	主として重症心身障害児以外		主として重症心身障害児	
	従業者	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児の数が10人まで 2人以上</li> <li>②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>(①及び②の半数以上は、児童指導員又は保育士)</li> </ul>	嘱託医
			看護職員	1人以上
			児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上</li> <li>1人以上は専任かつ常勤</li> </ul>	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く (サービス提供を行う時間帯を通じて配置する場合には、機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる)	機能訓練担当職員	1人以上
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの</li> <li>・支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul>			

13

## 2

## 指定基準について

(人員基準)

## 児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上	
	児童指導員及び保育士	それぞれ1人以上 総数はおおむね障害児の数を4で除して得た数以上	機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる。
	栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
	調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上	
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
	言語聴覚士	単位ごとに4人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として難聴児</li> <li>・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</li> </ul>
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く	
	看護職員	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として重症心身障害児</li> <li>・児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</li> </ul>
機能訓練担当職員	1人以上		
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの</li> <li>・支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul>		

14

# 2

## 指定基準について

### (人員基準)

#### ◎ 児童発達支援及び放課後等デイサービス

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の人員配置の考え方について

児童発達支援(放課後等デイサービス)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が10までのもの 2以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ及びロの半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない)

# 2

## 指定基準について

### (人員基準)

#### ◎ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の人員配置の考え方について

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週														
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
			開所日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業時間	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
サービス提供時間	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
定員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
児童発達支援管理責任者	①常勤・専従	かわさき はなこ	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	
直接支援職員・・・最低基準の配置職員のみを記載してください。																																						
児童指導員	①常勤・専従	かわさき たろう	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	
保育士	①常勤・専従	かわさき じろう	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	
障害福祉サービス経験者	①常勤・専従	かわさき さぶろう		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8
障害福祉サービス経験者	①常勤・専従	かわさき しろう		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8
合計			2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	2	4	4	4	4	2	0	
指定基準上の必要職員			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

⇒ この例においては、サービス提供時間(4時間)を通じて、常に定員10人に対して2人以上の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を配置し、且つ、1人以上は児童指導員又は保育士でなければならない。  
 (※ 上記表では毎週土曜日に児童指導員又は保育士が配置されていないため、人員基準を満たしていない)

## 2

## 指定基準について

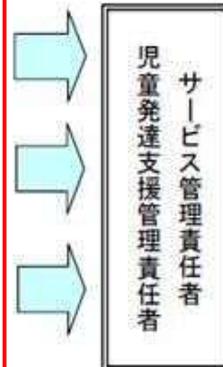
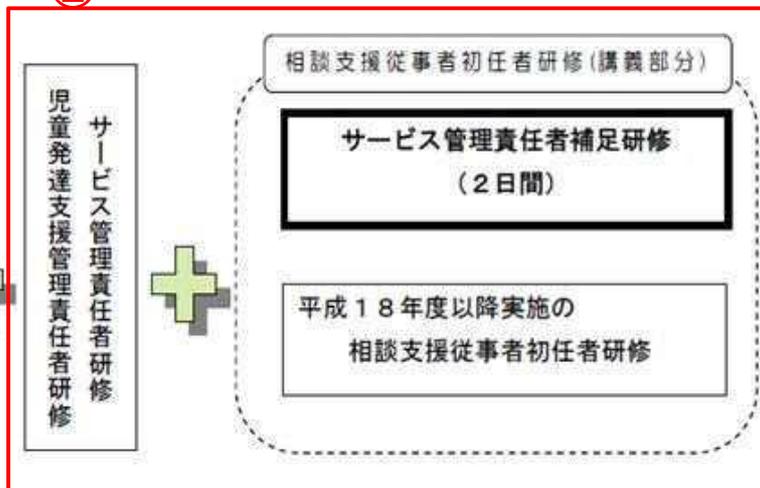
(人員基準)

## ◎ 児童発達支援管理責任者の要件について

①



②



児童発達支援管理責任者として業務にあたるためには、上記の  
① 実務経験要件、② 研修要件 のいずれも満たしている必要があります。

17

## 2

## 指定基準について

(人員基準)

## 児童発達支援管理責任者

## ① 実務経験要件

平成29年4月1日付けで、以下のとおり実務経験要件が一部改正されています。

改正の概要

○児童福祉施設や児童の福祉に係る事業に従事した期間を実務経験期間に算入できる。

○障害者、障害児又は児童に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上必要。

⇒実務経験の範囲や必要経験年数等の詳細は別添の参考資料2を御参照ください。

18

## 2

# 指定基準について

(人員基準)

児童発達支援管理責任者

### ② 研修要件

○ 研修要件については、以下(1)、(2)の研修をいずれも受講し、受講修了証を提出した時に要件を満たしたものと認められます。

※ いずれか1つの研修のみの受講では研修要件は満たしませんので御注意ください。

(1) 児童発達支援管理責任者研修

※ サービス管理責任者研修の「児童分野」でも可。

(2) 児童発達支援管理責任者研修補足研修

※ 「サービス管理責任者研修補足研修」もしくは「相談支援従事者初任者研修」でも可。

⇒ 研修要件の詳細については、別添の参考資料2を御参照ください。

19

## 2

# 指定基準について

(人員基準)

◎ 児童発達支援管理責任者の研修修了に係る経過措置について

### <経過措置>

新規指定事業所又は施設においては、実務経験者であるものについては、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)未修了であっても、一定期間内に研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者としてみなすことができる。

### <経過措置の期間>

事業開始後1年間は、児童発達支援管理責任者の研修修了要件を満たしているものとみなす。また、本経過措置は平成31年3月31日までの有期限のため、平成30年4月1日以降に新規指定を受けた事業所については平成31年3月31日までの間に限り研修修了要件を満たしているものとみなす。(※経過措置期間中に研修を修了しなければ、平成31年4月以降、児童発達支援管理責任者不在となり減算の対象となる。)

20

## 2

# 指定基準について

## (人員基準)

### ◎ 児童発達支援管理責任者の要件を満たさない場合の対応について

#### ➤ 児童発達支援管理責任者欠如減算

- 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する
- 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する

#### ➤ 通所支援計画等未作成減算

- 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する
- 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から3月目から当該状態が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(対象児や利用定員数によって報酬単価が異なる)

上記のとおり減算が適用となります。

21

## 2

# 指定基準について

## (設備基準)

### 放課後等デイサービス 児童発達支援(センター以外)

- ・ 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること
- ・ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

22

## 児童発達支援センター

指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員は、おおむね10人</li> <li>・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上</li> <li>・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</li> </ul>
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上</li> <li>・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く</li> <li>・主として重症心身障害児を通わせる場合は、設けないことができる</li> </ul>
屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は、設けないことができる
調理室、便所	
静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

## 3. 運営について

## 3 運営について

- 事業所運営については、基準条例における「運営に関する基準」等を遵守すること。
- 「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」及び各種通知等を適宜確認し、運営することが求められる。(ガイドラインについては以下掲載先を参照。)

### <ガイドラインの掲載先>

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」

#### ●放課後等デイサービスガイドライン

⇒「3 川崎市からのお知らせ」⇒「12 事業者指導関係」⇒「4 お知らせ・通知等」⇒  
「2018/09/XX付け」

#### ●児童発達支援ガイドライン

⇒「3 川崎市からのお知らせ」⇒「12 事業者指導関係」⇒「4 お知らせ・通知等」⇒  
「2017/07/26付け」

25

## 3 運営について

### 放課後等デイサービスガイドラインにおける 「関係機関・団体や保護者との連携」について

#### ■ 関係機関・団体や保護者との連携

ガイドラインにおいては、以下の関係機関・団体や保護者との連携が求められている。

- ① 相談支援事業者、
- ② 学校、
- ③ 医療機関や専門機関、
- ④ 保育所・児童発達支援事業所、
- ⑤ 他の放課後等デイサービス事業所等
- ⑥ 放課後児童クラブや自治会等、
- ⑦ 協議会等、
- ⑧ 保護者

上記のうち、「② 学校」との連携については、

- 年間計画や行事予定等の交換、下校時刻の確認、引継ぎ項目等の情報共有
  - 送迎時の対応についての学校との事前調整
  - 下校時のトラブル等についての連絡体制についての学校との事前調整
  - 個別支援計画の情報提供
  - 特別支援教育コーディネーターとの調整
  - 学校行事への参加
- 等を行うことで、連携を積極的に図ることが求められている。

26

## 3 運営について

児童発達支援については、平成30年4月1日付けの基準条例の改正により、これまで放課後等デイサービスで規定されていた自ら評価を行い、利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない規定が取扱方針として追加されました。

- 事業者はその提供するサービスの質の評価及び改善を図らなければならない。また、評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 事業者は、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならない。
  - ①事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - ②従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - ③事業の用に供する設備及び備品等の状況
  - ④関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - ⑤事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - ⑥緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - ⑦業務の改善を図るための措置の実施状況

27

## 3 運営について

### 放課後等デイサービスガイドラインの評価表について

- ① 事業者向け放課後等デイサービス自己評価表  
⇒ ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所で簡易に自己評価を行うことに活用できるもの
- ② 保護者等向け放課後等デイサービス評価表  
⇒ サービスを利用する子どもの保護者等による、ユーザー評価に活用できるもの

上記の①及び②を活用し、以下の手順により事業所運営の質をより高めることが望ましい。(詳細は前出スライドのガイドライン掲載先をご確認ください。)



28

# 3 運営について

## 過去の実地指導監査結果から

### ● 特に指摘の多い項目

- ① 個別支援計画の作成、同意
- ② 運営規程(例. 正確な職員数が記載されていない)
- ③ 契約書(例. 署名、押印もれ)
- ④ 重要事項説明書(例. 押印もれ)

29

# 3 運営について

## 過去の実地指導監査結果から

### ● 監査実施の実例(平成29年度から)

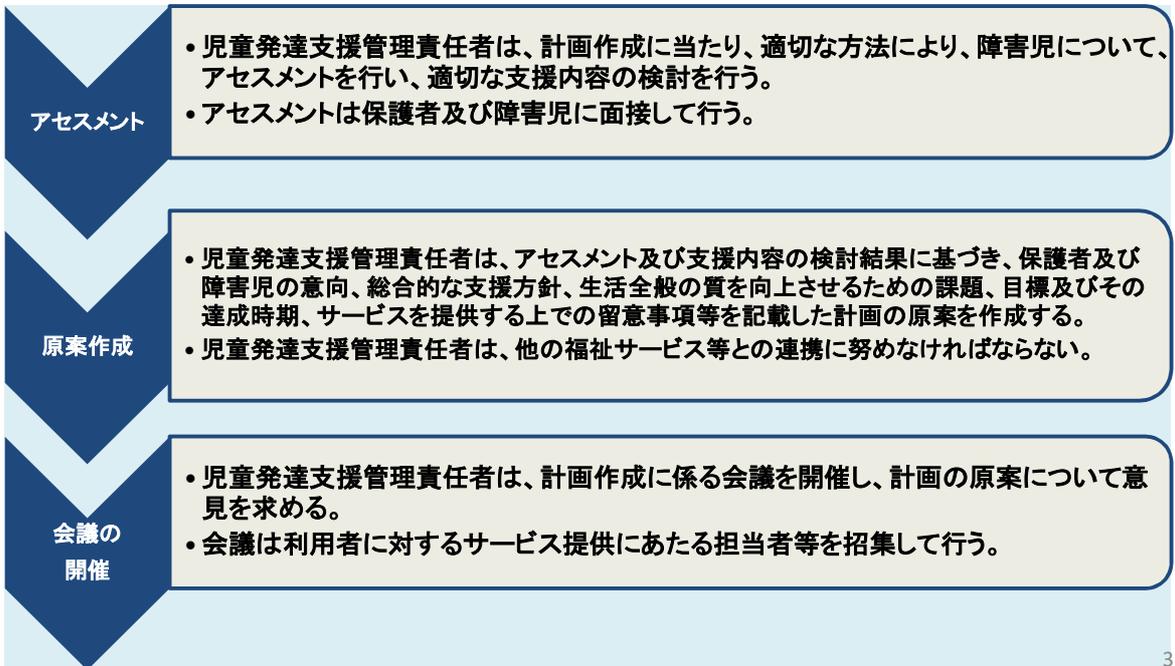
区分	共同生活援助	児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉型児童発達支援センター・保育所等 訪問支援・児童発達支援
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者は、平成28年1月から平成29年9月に至るまで、指定事業所内で入居者14名から合計9,855,382円を横領していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援管理責任者が一切勤務していない月がある等の状況から、常勤専従の児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、障害児通所給付費を不正に請求、受領していた。</li> <li>・ 監査において、実際には勤務実態のない児童発達支援管理責任者が、勤務しているという勤務実績を提出し、虚偽の報告を行った、等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置が必須の児童発達支援管理責任者が退職し不在であったにもかかわらず、その届出をせず、かつ、児童発達支援計画の作成者の欄に退職した児童発達支援管理責任者名の印を押印するなどし、平成29年4月から平成30年2月までの期間に児童発達支援給付費等を不正に請求し、受領していた。</li> </ul>
行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法第50条第1項第2号に該当するため、平成30年4月1日から指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、第6号及び第10号に該当するため、指定の全部の効力を6月停止する処分を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため、指定の全部の効力を3月停止する処分を行った。</li> </ul>

30

### 3

## 運営について

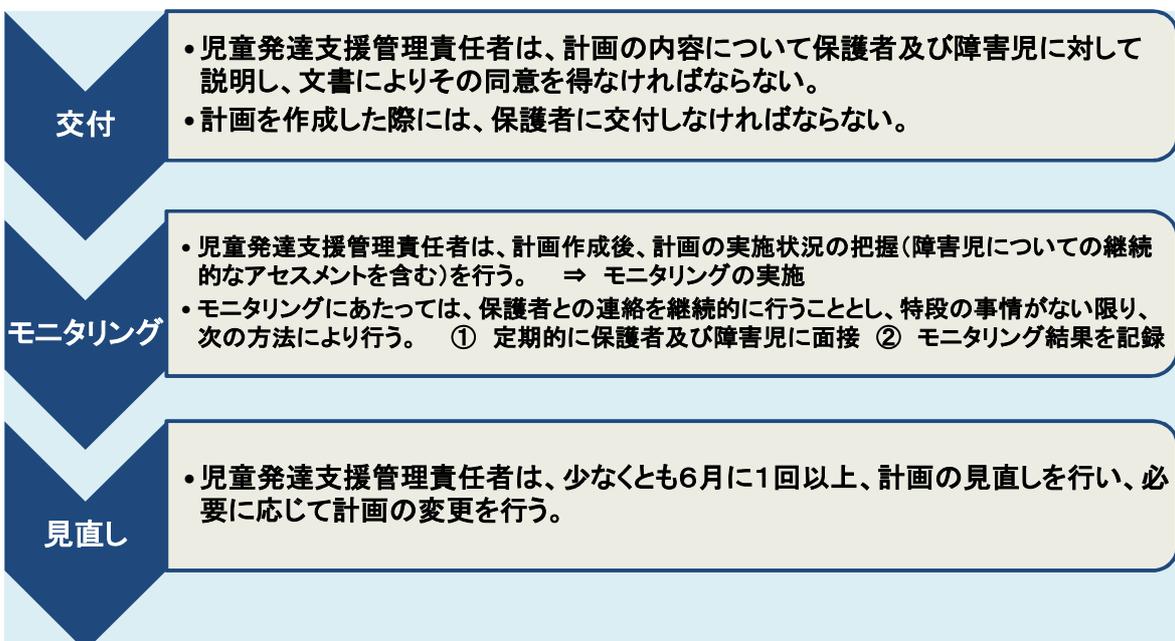
### 児童発達支援(放課後等デイサービス)計画作成の流れ



### 3

## 運営について

### 児童発達支援(放課後等デイサービス)計画作成の流れ



## 3 運営について

### 計画の説明・同意及び交付について

児童発達支援(放課後等デイサービス)計画の内容について、保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければなりません。

児童発達支援(放課後等デイサービス)計画には、保護者及び障害児への説明、同意、交付日等が確認できるよう、次のような記載をすることをお勧めします。なお、保護者及び障害児への説明は児童発達支援管理責任者が行う必要があります。

#### 【 例 】

児童発達支援(放課後等デイサービス)計画

.....

上記計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

○年○月○日 氏 名 ○○ ○○ 印

保護者氏名 ○○ ○○ 印

説明者 ○○ ○○ 印

33

## 4. 必要な届出について

34

## 4

# 必要な届出について

### 変更の届出

届け出ている内容に変更が生じた場合、変更の日から10日以内に届け出る必要があります。  
**※定員増、単位分け、事業所移転を行う場合は、人員基準等を確認するために、前月15日までに届け出る必要があります。届出の際は、必ず事前に御相談ください。**

### 各種加算・減算に変更がある場合

「障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」(体制届)を提出する必要があります。

#### ○ 加算の算定の場合

算定を開始する月の前月15日までに提出をする必要があります。

※福祉・介護職員処遇改善(特別)加算を算定する場合は、「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出書」を算定する月の前々月末までに提出する必要があります。

#### ○ 加算の要件を満たさない場合

要件を満たさなくなった日から算定できませんので、速やかに届出をする必要があります。

35

## 4

# 必要な届出について

### 廃止・休止の届出

- 廃止、休止の場合           ⇒ 廃止、休止の1か月前までに提出
- 再開の場合                 ⇒ 人員基準を確認する為に、前月15日までに届出

**※ 必ず事前に御相談ください。**

※ 詳細は以下の掲載先を御参照ください。

### 変更(廃止・休止)の届出 資料等掲載先

必要書類等は以下を御確認ください。

[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?scategory=135&category=133&topid=3](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?scategory=135&category=133&topid=3)

(「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「5. 変更(休止・廃止)の届出」⇒「2. 児童福祉法に基づく事業所、施設」)

36

## 4

# 必要な届出について

### ● 事故報告について

サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族、川崎市、各区役所等に連絡をとり、必要な措置を講じる必要があります。

### ● 根拠

基準第54条

### ● 報告先

報告先	事故内容
川崎市	1 通院を要する怪我、2 死亡、3 骨折、4 誤嚥、5 食中毒、6 感染症 7 所在不明、8 職員の法令違反・不祥事、8 その他必要と認められる事故
各区役所	上記の内容を、支給決定を行った市町村に報告

### ● 様式等について

「事故報告書様式」および事故報告の手順等について定めた「事故報告取扱要領」につきましては、以下掲載先からご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」  
⇒「10. 各種様式(請求・事故報告関連)」⇒「1. 共通」⇒「2017/03/23付」

37

## 5. 各種加算等について

# 5

## 各種加算等について【児童指導員等加配加算】

### 【児童指導員等加配加算Ⅰ】

給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（「理学療法士等」）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（「児童指導員等」）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数に加算する。（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省で定める施設において障害児に対し児童発達支援を行う場合及び障害児（重症心身障害児を除く）に対し放課後等デイサービスを行う場合で理学療法士等又は児童指導員等を加配する単位数を算定する場合は、児童指導員等配置加算を算定し、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）

### 【児童指導員等加配加算Ⅱ】

給付費の算定に必要なとなる従業者及び児童指導員加配加算Ⅰの算定に必要なとなる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数に加算する。（※児童発達支援においては報酬区分Ⅰを算定する事業所、放課後等デイサービスにおいては報酬区分Ⅰの1又は1の2を算定する事業所に限る。）

<※個別支援計画未作成減算の適用期間中は児童指導員等加配加算は算定できない。>

# 5

## 各種加算等について【児童指導員等加配加算】

<例 報酬区分Ⅰを算定する児童発達支援事業所の場合>

- 児童指導員等配置加算の要件を満たし、児童指導員等又は保育士を2以上配置しており、さらに児童指導員を常勤換算方法で1以上加配しているため、児童指導員等加配加算Ⅰ（児童指導員等を配置する場合）の算定が可能
- 児童指導員等加配加算Ⅰに必要な員数に加え、障害福祉サービス経験者が常勤換算方法で1以上加配されているため、児童指導員等加配加算Ⅱ（その他の従業者を配置する場合）の算定が可能

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週															
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日								
			開所日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業時間	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0	8	8	8	8	8	8	0				
サービス提供時間	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0	4	4	4	4	4	4	0				
定員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0	10	10	10	10	10	10	0				
児童発達支援管理責任者	①常勤・専任	あさた ころろ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8				
直接支援職員	・・最低基準の配置職員のみを記載してください。																																						
児童指導員	①常勤・専任	かわさき たろう	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			
保育士	②非常勤・専任	さいわい はなこ	4				4	4				4	4				4	4				4	4				4	4				4	4				4		
児童指導員	①常勤・専任	なかはら いちろう	8	8	8	8	8					8	8	8	8	8					8	8	8	8	8					8	8	8	8	8					8
合計			2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0		
指定基準上の必要職員			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
人員の最低基準への適合（確保額）																																							
加配支援職員	・・指定基準に加えて多く配置している職員のサービスの提供時間を音んだ勤務時間数を記載してください。																																						
児童指導員	①常勤・専任	たかつ じろう	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			
障害福祉サービス経験者	②非常勤・専任	みやま さぶろう	4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4
障害福祉サービス経験者	②非常勤・専任	たま しろう	4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4	4	4	4	4					4

## ●児童指導員等加配加算における「理学療法士等」

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員」

→次のいずれかに該当する者

- イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの
- ロ 厚生労働省組織規則第625条に規定する国立リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

## ●児童指導員等加配加算における「児童指導員等」

・児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者

「別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者」

→強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

## 【放課後等デイサービス】

## 1. 報酬区分の設定

○一律となっていた基本報酬について、平成30年度の報酬改定において、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分(区分1と区分2)が設定されました。具体的には、指標に該当する障害人50%以上の場合は区分1、50%未満の場合は区分2を基本報酬として設定することになりました。

○さらに、サービスの提供時間が3時間以上の場合と、3時間未満の場合で基本報酬が設定されました。

## 2. 報酬区分の判定

○基本的には、前年度の延べ利用人数に占める指標該当児の割合(小数点2位以下は切り上げ)が50%以上であれば区分1、50%未満であれば区分2として当該年度中の報酬区分とする。

※報酬区分導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に在する事業所は、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により判定しました。

※報酬区分導入後、3か月経過後は3か月間における障害児の延べ利用人数により算出し、4月当初の基本報酬区分から変更があった場合には7月中に届け出ること、7月提供分から変更後の報酬区分が適用される。

※平成30年7月26日付け厚生労働省事務連絡により、7月1日～9月末までの3か月間の延べ利用児童全体に占める指標該当児の割合を事業所において再判定し、報酬区分の変更が生じた事業所は10月末までに届出をすること、10月提供分から変更後の報酬区分が適用されることとなりました。

※平成31年度の報酬区分の算定に当たっては、平成30年10月1日～平成31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用する予定となっています。

## 【児童発達支援】

## 1. 報酬区分の設定

○一律となっていた基本報酬について、平成30年度の報酬改定において、小学校就学前の障害児の占める割合により、報酬区分(区分1と区分2)が設定されました。具体的には、小学校就学前の障害児の占める割合70%以上の場合は区分1、70%未満の場合は区分2を基本報酬として設定することになりました。

## 2. 報酬区分の判定

○基本的には、前年度の延べ利用人数に占める小学校就学前の障害児の割合(小数点2位以下は切り上げ)が70%以上であれば区分1、70%未満であれば区分2として当該年度中の報酬区分とする。

※報酬区分導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に在する事業所は、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める小学校就学前の障害児の割合により判定しました。

※報酬区分導入後、3か月経過後は3か月間における障害児の延べ利用人数により算出し、4月当初の基本報酬区分から変更があった場合には7月中に届け出ること、7月提供分から変更後の報酬区分が適用される。

## 6. 共生型サービスについて

# 6

## 共生型サービスについて

### 共生型サービスとは

- 介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするもの(もう一方の制度の基準を満たすために新たに設備を設けたり、支援職員を配置することを要さない)
  - ・障害のある利用者(障害福祉サービスの利用者)が65歳以上になっても使いなれた事業所のサービスが利用しやすくなる
  - ・福祉事業所が少ない地域で、限られた人材をうまく活用しながら多様なニーズに対応できるといったメリットが考えられる。

### 報酬について

- 本来の指定基準を満たすわけではないため、本来の報酬単価とは区別される
- 各加算については、算定要件を満たした場合に算定できる
- 当該サービスの専門職員の配置や地域交流の場の提供等の実施を加算で評価

45

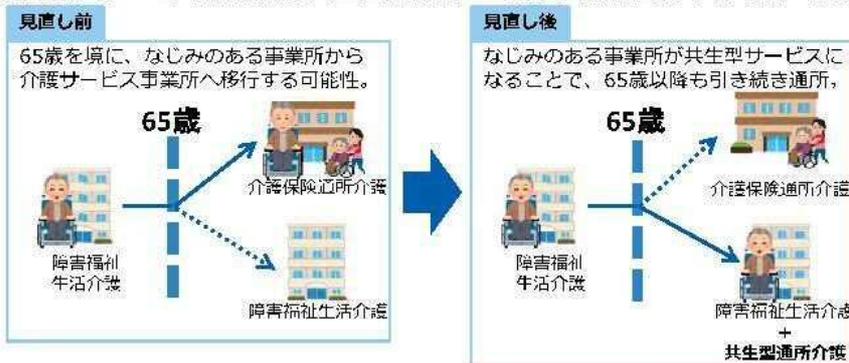
## 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉(共生型)の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合(障害報酬)



### ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合(介護報酬)



#### 【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

#### 【例】

- ・サービス管理責任者配置等加算(新設) 58単位
  - ・共生型サービス体制強化加算(新設)
    - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
    - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位
- 等 5

46

## 6

## 共生型サービスについて

## 介護保険事業所、障害児通所支援事業所が共生型として障害福祉サービスを行う場合

共生型障害福祉サービスの種類	共生型障害福祉サービスの指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害児通所支援事業所
共生型居宅介護	訪問介護	—
共生型重度訪問介護	訪問介護	—
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	—
共生型自立訓練 (機能訓練) 共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模居宅介護	—

47

## 6

## 共生型サービスについて

## 介護保険事業所、障害福祉サービス事業所が共生型として障害児通所支援を行う場合

共生型障害児通所支援の種類	共生型障害児通所支援の指定を受けられる事業所	
	介護保険事業所	障害福祉サービス事業所
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス	通所介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	生活介護

## 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所が共生型として介護保険サービスを行う場合

共生型介護保険サービスの種類	共生型(介護保険サービス)の指定を受けられる 障害福祉事業所／障害児通所支援事業所
共生型訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
共生型通所介護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型短期入所生活介護	短期入所(障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る)

48

# 7. その他

49

6

## その他

(業務管理体制の整備に関する届出について)

不正事案の発生防止を目的とし、事業運営の適正化を図るための体制の整備を事業者に対して求めるものです。具体的には以下のとおりです。

### 「法令遵守責任者」を定める

- 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者
- 全事業者が対象

### 「法令遵守規程」を整備

- 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの
- 事業所数が20以上の事業者が対象

### 「業務執行の状況の監査」を実施

- 外部監査等を実施するもの
- 事業所数が100以上の事業者が対象

◆ より詳しい内容は、以下に資料を掲載しておりますのでご確認ください。

「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「11. 業務管理体制の整備に関するお知らせ」

50

**● 重要なお知らせ等の配信について**

各種研修や制度改正等に関する情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトにご登録頂いているアドレス宛に、メールを送信することで周知を図っております。

同サイトにメールアドレス登録がまだお済みで無い場合、または、登録の状況が「仮登録」の場合はメールが送信されません。以下記載の場所に掲載されている手順等をご確認いただき、早急にご登録をお願い致します。

**<メールアドレス登録に関する手順の掲載先>**

・「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」⇒「操作マニュアル」⇒「2013/06/18付け」

**<問合せ先>**

・社団法人かながわ福祉サービス振興会情報活用課 ID・パスワード担当  
電話：045-680-5686

**川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月14日条例第56号)**

最終改正:平成30年6月22日条例第55号

改正内容:平成30年6月22日条例第55号[平成30年6月22日]

---

(児童指導員の資格)

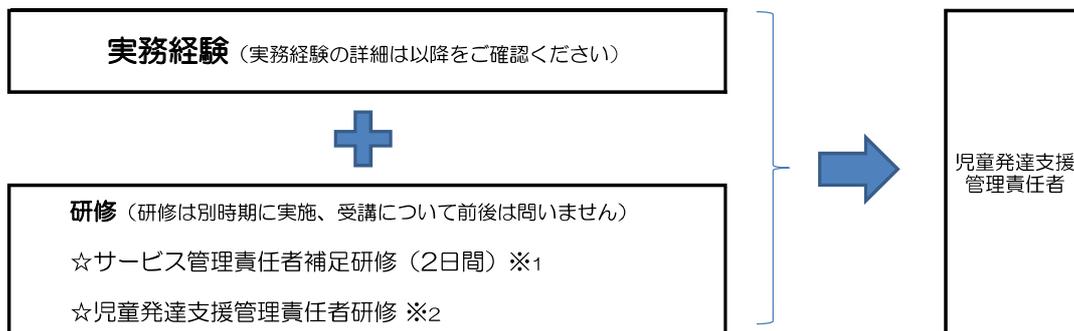
**第60条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
  - (4) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (5) 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
  - (6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者
  - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - (9) 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
  - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
-

# 児童発達支援管理責任者の要件

※平成29年4月1日以降告示改正に係る変更後

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です。



※1 (旧) 障害者ケアマネジメント+平成18年度以降の相談支援従事者研修  
相談支援従事者初任者研修

※2 過去にサービス管理責任者研修(児童分野)を修了した者は児童発達支援管理責任者研修を修了しているとみなされます。

児童発達支援管理責任者の要件について定めている法令

「障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」

(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)

## 《経過措置期間》

○新規指定事業所又は施設においては、実務経験者であるものについては、平成30年3月31日までの間は、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者としてみなすことができる。

○やむを得ない事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、実務経験者であるものについては、研修未修了であっても児童発達支援管理責任者とみなすことができる。

## 《H29.4 告示改正に係る留意事項》

※下記の相談支援業務については、実務経験年数に含めることはできませんが、これらの業務以外に①に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

**○老人福祉施設 救護施設 更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター その他準ずる施設の従業者、準ずる者が、相談支援業務等に従事した期間**

※下記の直接支援業務については、実務経験年数に含めることはできませんが、これらの業務以外に②に記載された施設等での業務経験が通算3年以上なければなりません。

**○老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床関係病室その他準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他準ずる事業の従事者、特例子会社、助成金受給事業所その他準ずる施設の従業者が、直接支援の業務に従事した期間**

## 《H29.4. 告示改正に係る児童発達支援管理責任者の経過措置について》

※平成29年3月31日時点で現に配置されている児童発達支援管理責任者は、当該施設又は事業所においては、実務経験の要件について平成30年3月31日までの経過措置期間が適用されます。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務の種類	業務の範囲	必要年数・経験
① 相談支援業務	<p><b>ア 相談支援事業に従事する者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業</li> <li>障害児相談支援事業</li> <li>身体障害者相談支援事業</li> <li>知的障害者相談支援事業</li> </ul>	<p>通算5年以上（うち*のない業務経験通算3年以上）</p>
	<p><b>イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所</li> <li>児童家庭支援センター</li> <li>身体障害者更生相談所</li> <li>精神障害者社会復帰施設</li> <li>知的障害者更生相談所</li> <li>福祉事務所</li> <li>発達障害者支援センター</li> </ul>	
	<p><b>ウ 施設等において相談支援業務に従事する者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児入所施設</li> <li>乳児院</li> <li>児童養護施設</li> <li>児童心理治療施設</li> <li>児童自立支援施設</li> <li>障害者支援施設</li> <li>精神保健福祉センター</li> <li>救護施設</li> <li>更生施設</li> </ul> <p><i>老人福祉施設*</i></p> <p><i>介護老人保健施設*</i></p> <p><i>地域包括支援センター*</i></p>	
	<p><b>エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者職業センター</li> <li>障害者就業・生活支援センター</li> </ul>	



内は別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲の例

地域保健法に基づく保健所

市町村

身体障害者療護施設

身体障害者授産施設

身体障害者更生施設

身体障害者福祉ホーム

身体障害者福祉センター

知的障害者授産施設

知的障害者更生施設

知的障害者通勤寮

知的障害者福祉ホーム

知的障害児施設

第一種自閉症児施設

第二種自閉症児施設

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設(入所、通所)

肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設

指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)

知的障害者地域生活援助

精神障害者地域生活援助

地域就労援助センター

市町村から補助又は委託を受けている作業所等

① 相談支援業務

オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において相談支援の業務に従事する者

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- 高等専門学校

カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者

- 病院
- 診療所

※社会福祉主事、相談支援専門員等、保育士、児童指導員、障害者社会復帰指導員であって、上記ア～オの実務経験年数が1年以上のもの

通算5年以上(うち\*のない業務経験通算3年以上)

② 直接支援業務

ア 施設等において介護業務に従事する者

- 障害児入所施設
- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 児童厚生施設
- 児童家庭支援センター
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 障害者支援施設

- 老人福祉施設\*
- 介護老人保健施設\*
- 病院又は診療所の療養病床関係病室\*

- 身体障害者療護施設
- 身体障害者授産施設
- 身体障害者更生施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者福祉センター
- 知的障害者授産施設
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設(入所、通所)
- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)
- 知的障害者地域生活援助
- 精神障害者地域生活援助
- 地域就労援助センター

通算10年以上(うち\*のない業務経験通算3年以上)

イ 事業所等において介護業務に従事するもの

- 障害児通所支援事業
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業

- 老人居宅介護等事業\*

- 身体障害者居宅介護
- 知的障害者居宅介護
- 児童居宅介護
- 精神障害者居宅介護
- 身体障害者デイサービス
- 児童デイサービス
- 知的障害児施設

<b>② 直接支援業務</b>	一時預かり事業 小規模住居型児童養育事業 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 障害福祉サービス事業	第一種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設(入所、通所) 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 精神障害者地域生活援助 市町村から補助または委託を受けている作業所等	<b>通算10年以上(うち*のない業務経験通算3年以上)</b>
	ウ 医療機関等において介護業務に従事する者  保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所		
	エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの  <div style="text-align: center;"> <b>特例子会社*</b>  <b>助成金受給事業所*</b> </div>		
	オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)		
	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 高等専門学校		

<b>③ 有資格者</b>	ア 次のいずれかに該当する者  (1) 社会福祉主事任用資格  (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの  (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士  (4) 児童指導員任用資格者  (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	<b>②の経験が通算5年以上</b>
	イ 国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	<b>①+②の経験が通算3年以上</b>

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

**注意事項**

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例) 5年以上の実務経験＝従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上

## ・請求事務について

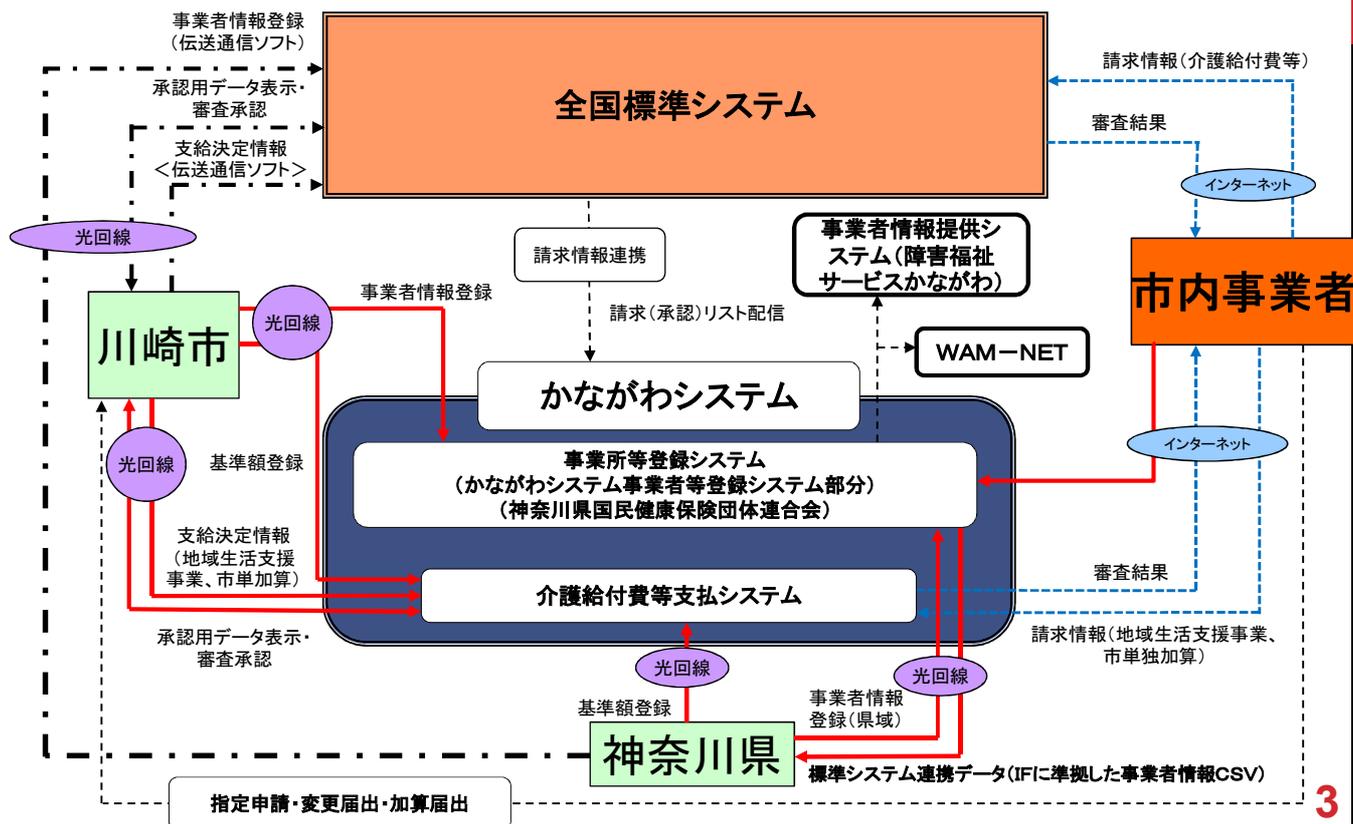
障害計画課給付係  
平成30年9月日()

1

## 共通・一般的事項

2

# 神奈川県・川崎市の支払システム概要図



## 全国標準システムとかながわシステムの比較

	全国標準システム	かながわシステム
請求内容	法定給付費	地域生活支援事業等
請求期間	毎月1～10日	毎月1～10日(最終日は17時まで)
請求期間内のエラーチェック	原則、毎月5～9日の間に2回仮審査がある	請求期間内は毎晩チェックがかかり、翌日には結果が確認できる
同一請求期間内に請求情報を複数回送信(登録)した場合	【先勝ち】 最初に送信した請求情報が残り、後から送信した請求情報は受け付けられず、重複エラーとなる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を送信した後にAさん(修正)、Bさん、Cさん、Dさんの請求情報を送信した場合、Dさんの請求情報のみ受け付けられ、Aさん(修正)、Bさん、Cさんの請求情報は重複エラーにより受け付けられない。	【上書き】 後から登録した情報に上書きされる。 ⇒Aさん、Bさん、Cさんの請求情報を登録した後にDさんの請求情報を登録した場合、Dさんの請求情報のみ登録され、Aさん、Bさん、Cさんの請求情報は消えてしまう。
エラー等	アルファベット2文字+算用数字2桁 例)EG31、PP19	算用数字4桁 例)9562、9560

# 報酬の基準

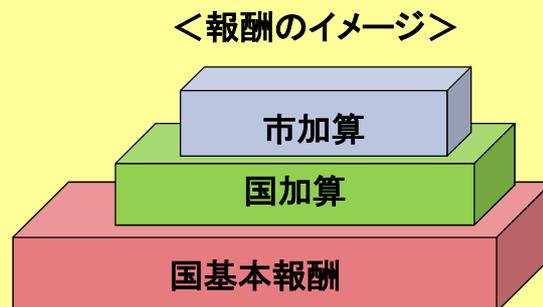
## ○ 報酬及び加算の基準

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

⇒ 【報酬告示】

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年障発第0330第16号)

⇒ 【留意事項通知】



5

## 過誤申立・請求取下について①

- 過誤取消とは、既に承認済みの請求を取消すことです。
- 請求取下とは、当月の請求(未承認)を取消すことです。
- 過誤申立と請求取下は用紙を分けて作成してください。
- 過誤は3日まで、取下は20日までに申立ててください。
- 件数が大量(30件以上)にある場合はあらかじめ御連絡ください。
- 「全国システムの請求」又は「かながわシステムの請求のみ」に必ずチェックを入れてください。
- 過誤申立をした場合は処理月にできるだけ再請求してください。
- 「全国システム」の過誤・取下の場合は「かながわシステム」も併せて過誤・取下されますので、御注意ください。
- 過誤申立書様式は「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」>「2018/07/11付け『過誤申立書(30年08月受付分以降版)』」を御参照ください。

6

## 過誤申立・請求取下について②

### 注意事項

- 過誤申立により起きること  
過誤申立により承認された請求は、その全てが取り消されます。

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円+27,000円
②過誤申立額			30,000円
支払額 (①-②)	30,000円		24,000円

過誤申立により8月請求分が取り消され「-30,000円」となり、過誤を申し立てた8月請求分を正しい請求額である「27,000円」で再請求することにより、見かけ上誤った加算分が差し引かれた金額が支払われます。  
⇒過誤申立は、誤請求部分のみを減じるものではありません。

7

## 過誤申立・請求取下について③

### 注意事項

- 再請求の必要性: 同じ状況で、再請求をしなかった場合

	8月請求分		9月請求分
①請求額	30,000円	誤った加算を算定⇒30,000円ではなく、27,000円が正しい。	27,000円
②過誤申立額			30,000円
支払額 (①-②)	30,000円		- 3,000円

- 過誤申立を行った金額よりも、9月請求分の金額が低いため、過誤申立額の相殺ができません。
- この場合、国保連より差額(-3,000円)について、納付書を用いて納めるよう連絡があります。(期限は翌月事業所支払日(15日)の前々日)  
⇒再請求について留意することと、大量の過誤申立については  
⇒ 予め当課までご相談ください。

8

## 過誤申立・請求取下の申立方法について

これまで過誤申立・請求取下の受付方法はFAXとしてきましたが、今年度12月より電子申請(ネット窓口かわさき)による受付へと、運用を変更いたします。

なお、FAXによる受付並行期間等は以下のとおりです。

### ■ 並行受付期間

平成30年11月30日まで ⇒FAXと電子申請どちらでも申立可能です。  
※どちらか一方のみで申立てください。

### ■ 電子申請のみの受付

平成30年12月1日から ⇒電子申請のみの受付といたします。

※電子申請を行う上での手続き方法等は、以下のサイトに掲載しております。

「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」

> 2018/07/11「ネット窓口かわさき登録案内」

ただし、市外事業所についてはFAXによる受付も継続いたします。

9

## サービス提供実績記録票提出について

- 提出いただくのは実績記録票の写し(コピー)です(原本は他の請求書類と併せて事業所で5年間、保存してください)。請求書、明細書、鑑文等は不要です(保管場所の都合上、明らかに原本でない場合等は破棄させていただきます)。
- 毎月11日必着(11日が閉庁日の場合は翌開庁日)で当課へ提出してください。
- サービス提供毎に、その都度、受給者の確認が必要な書類です。
- 審査においては実績記録票(紙)を正として取扱います。
- 御提出の際は、事業所番号ごと、受給者証番号順にしてください。
- 本市が作成した様式を使用してください。
- その他、留意事項、お願い等は「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「10. 各種様式」>「2. 請求等に関する様式」>「2018/06/14付け『サービス提供実績記録票について』」を御参照ください。

10

# 障害児通所支援について

11

## 障害児通所支援の種類、内容及び対象者について①

### 【児童発達支援】

「児童発達支援」とは、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(法第6条の2の2第2項)

#### 【対象者】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児(具体的には次のような例)

- ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

### 【医療型児童発達支援】

「医療型児童発達支援」とは、児童発達支援及び治療を行う(法第6条の2の2第3項)

#### 【対象者】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

12

## 障害児通所支援の種類、内容及び対象者について②

### 【放課後等デイサービス】

「放課後等デイサービス」とは、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う(法第6条の2の2第4項)

#### 【対象者】

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

※学校教育法第1条における学校とは・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされている。

※高等学校は、通信制、定時制を含む。

※中学校卒業し、高校に進学していない場合等、上記学校に通学していなければ対象外となる。

### 【保育所等訪問支援】

「保育所等訪問支援」とは、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う(法第6条の2の2第6項)

#### 【対象者】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であつて、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

13

## 障害児通所支援の種類、内容及び対象者について③

### 【居宅訪問型児童発達支援】

「居宅訪問型児童発達支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

(法第6条の2の2第5項)

#### 【対象者】

人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態にある、若しくは、重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある障害児

14

# 受給者証の確認部分

(一) 障害児通所受給者証

① 受給者番号: 01000051630

② 発行区役所: 川崎市中野区小杉3-245

③ 決定支援種類: 児童発達支援

④ 支給量: (新規)児童発達支援基本決定 10.0日/月

⑤ 給付決定期間: 平成28年3月1日から平成28年3月31日まで

(二) 障害児通所給付費の給付決定内容

⑤ 給付決定期間: 平成28年3月1日から平成28年3月31日まで

④ 支給量: 放課後等デイサービス 10.0日/月

(三) 障害児相談支援給付費の支給内容

⑥ 相談支援の決定: 指定相談支援事業所名

(四) 利用者負担に関する事項

⑦ 負担上限月額: 4,600円

⑧ 上限額管理対象: 利用者負担上限額管理対象事業所名

⑨ 特記事項欄: 複数障害児あり / 右独自利用者負担軽減の上限月額1,500円 / 食事提供併用加算(1) 食費1食分自己負担額2.0円

- ① 受給者番号
- ② 発行区役所
- ③ 決定支援種類
- ④ 支給量
- ⑤ 給付決定期間
- ⑥ 相談支援の決定
- ⑦ 負担上限月額
- ⑧ 上限額管理対象
- ⑨ 特記事項欄

# 受給者証の確認内容

## 相談支援の支給決定がある(⑥)

相談支援事業所が受給者の支援計画を作成します。そのため利用の契約等を行う前に相談支援事業所に連絡をしてください。支援計画に基づいた、契約を行う必要があります。

## 負担上限月額を確認する。(⑦)

障害児通所支援を利用する場合、かかった費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は市(国民健康保険団体連合会に委託)がサービスを提供した事業所に直接支払います(代理受領方式)。利用者の負担が重くなりすぎないように、利用者負担分の軽減を図っています(所得に応じた上限額設定)。児童発達支援利用者については川崎市独自の負担軽減措置を行っており、国の定める負担上限月額よりも低額で利用することができます。

## 上限管理事業所が決定されている(⑧)

利用者の自己負担額が上限月額以上とにならないよう、決定しています。上限額管理をする上で、上限額管理事業所は利用事業所について把握する必要があります。そのため、他事業所が上限管理事業所の場合は、まず先方にご連絡してください。

# 受給者証の確認内容

特記事項欄に以下の記載がある(⑨)

## 「複数障害児あり」

きょうだいで障害児支援の利用があります。きょうだいでの上限度管理をする必要があります(きょうだいでの上限管理については後述)。

## 「第2子軽減対象児童」、「第3子以降軽減対象児童」

多子軽減該当の受給者です。自己負担額が第二子の場合は、10%から5%になります。また、第三子以降は10%から0%となります。

## 「市独自利用者負担軽減後の上限月額」

児童発達支援等、本市独自の利用者負担軽減が該当の方に表記されます。

この表記がある場合、児童発達支援(医療型を含む)と保育所等訪問支援利用者の当該支援の上限月額は、ここに表記されている金額が上限月額となります。

17

# サービス提供実績記録票①

## 【サービス実績記録票の役割】

### 受給者確認の記録

当該日についての記録票記載の提供サービス内容について、受給者の合意を記録するものになります。サービス提供時間や、送迎について、書面と実際が相違ないことを受給者が確認したことを示しています。

提供日毎に、受給者に実施内容と実績票内容が一致していることを説明し、受給者の確認を得てください。これは提供日毎に行うもので、月の最後にまとめて行うことはできません。なお、欠席等された場合で事業所の利用がなかった場合でも、これらに係る加算を算定する場合にはその旨を記載するとともに、利用者の確認印が必要になります。

### 時間の記録

家庭内連携加算や事業所内相談支援加算等については、実施した時間数によって加算額が異なるため実績記録票備考欄に実施した時間を記載してください。

※実施時間を記録しないと算定できない加算もあるので、必ず実施時間を記録するようにしてください。

保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能です。同一時間帯での支援の提供でないことを確認するため、サービス実績記録票の備考欄に提供時間を記載するようにしてください。

18

# サービス提供実績記録票②

## 学校の休業日の考え方(放課後等デイサービス)

学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日、若しくは学校教育法施行規則第63条等に基づく授業が行われない日

- 公立学校: 国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日
- 私立学校: 当該学校の学則で定める日
- 公私共通: 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例: 台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(インフルエンザ等により臨時休校の日)

※学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前中から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはなりません。

[平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問69より抜粋]

そのため、国民の祝日、日曜日及び土曜日以外に休業日としてサービス提供した場合は、上記学校教育法施行規則に該当すると確認した内容を実績記録票備考欄に記載してください。

## 欠席時対応加算(当該加算の詳細は後述)

利用予定日の2営業日前から当日までに欠席連絡があった場合に算定可能な加算。連絡を受けた日より算定の可否が変わるので、必ず連絡受理日を実績記録票に記載してください。

なお、欠席時対応加算を算定した日に、他事業所を利用した場合には重複提供になります。同一日に複数事業所の利用はできないため、一方の事業所が重複日に請求ができなくなります。

## 延長支援加算(当該加算の詳細は後述)

体制届で、延長支援を行うことを届出する必要があります。

また体制届上の営業時間を越えて、通常サービス提供時間を越えて支援を行った場合に算定が可能となりますが、延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、この理由が利用計画に記載されている必要があります。当該加算対象となった日については実績記録票備考欄に記載してください。19

# 上限額管理の概要

障害児通所支援に係る利用者負担については、利用者の負担の軽減を図る観点から通所給付決定保護者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとし、通所給付決定保護者は、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととしています。

これに伴い、通所給付決定保護者のうち一月当たりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、利用者負担上限管理者として上限管理事業所を設定し、通所給付決定保護者等の利用者負担額の上限額管理事務を行います。

上限額管理の結果、利用者負担額が負担上限月額を超えている場合、あらかじめ提供する障害児通所支援の種類によって定める利用者負担額の優先徴収順位に基づき、優先順位の高い事業所から順に負担上限月額に到達するまで利用者負担額を徴収する方法により調整します。

## 【上限額管理事業所になった場合】

- ◆ 他事業所の総費用額や利用者負担額についての情報を集約します。
- ◆ 上限額管理結果票を作成し、個々の事業所がいくら請求すればよいのかを伝えます。この結果を受け、各々の事業所は請求を行います。

## 【上限額管理を受ける場合】

- ◆ 受給者証を確認し、上限額管理事業所欄に他事業所名が記載されていた場合は、上限額管理事業所に連絡し、上限額管理事業所が関知していない事業所にならないようにします。
- ◆ 毎月3日(サービス提供月の翌月3日)までに事業所番号単位で利用者負担額を算出して、受給者証に記載された上限額管理事業所に利用者負担額一覧表を提供します。
- ◆ 上限額管理事業所から上限額管理結果の連絡があるので、上限額管理結果に基づき請求します。

上限額管理については、インターネットサイト「障害情報福祉サービスかながわ」に上限額管理事務に関する様式が掲載されていますので、参照してください。

「障害福祉情報サービスかながわ」>「書式ライブラリ」>「3. 川崎市からのお知らせ」>「9. 事業者指定申請書様式等(児童福祉法関連)」>「2014/07/09 上限額管理事務に関する様式」

## 複数障害児(きょうだい)の上限額管理①

### 【複数障害児(きょうだい)の場合の上限額管理】

同一世帯に障害児通所支援を利用する障害児が複数あり、同一の保護者が通所給付決定を受けている場合、当該世帯の児童の中で一番高い負担上限月額を世帯の負担上限月額とすることで、所得区分が同じ世帯の負担をおおよそ均等にするための措置になります。前述の上限額管理方法とほぼ同様の手順で、上限額を超過しないよう利用者負担上限月額の管理を行います。

#### 参考:世帯の上限額管理

世帯での負担上限月額を設定する際に、きょうだいで負担上限月額が異なる場合があります。この場合はきょうだいの中で一番高い負担上限月額を、当該世帯としての負担上限月額とします。

また請求ソフト入力する時は、この金額をきょうだい双方の上限月額として入力します。

	負担上限月額		世帯の負担上限月額	請求ソフト入力額
児童A	750円	→	4,600円	4,600円
児童B	4,600円			4,600円

高い負担上限月額である児童Bの4,600円が世帯の負担上限月額になる

# 複数障害児(きょうだい)の上限額管理②

## 【「上限額管理結果票(複数児童用)」の送付】

世帯としての上限月額を超過しないように、「上限額管理結果票(複数児童用)」という紙の上限額管理結果票を作成し、他事業所に請求額等指示します。当該結果票は実績記録票と共に、当課まで送付する必要があります。

なお、電子請求では上限額管理結果票は作成が不要となります。

## 利用者負担上限額管理加算(当該加算の詳細は後述)

きょうだいで、同月内で1つの事業所しか利用がない場合は、算定できません。

### 参考:同月内できょうだいの一方しか利用がない場合

負担上限月額は、利用があったきょうだいの負担上限月額となります。

#### 【当該世帯の負担上限月額が高い児童の利用がない場合】

	負担上限月額	事業所	利用実績
児童A	750円	事業所X	利用あり
		事業所Y	利用あり
児童B	4,600円	事業所X	利用なし
		事業所Y	利用なし



	負担上限月額	事業所
児童A	750円	事業所X
		事業所Y

※利用のあった児童のうち高い額が世帯としての負担上限額になる。4,600円の児童Bの利用がない場合は、児童Aの750円が世帯としての負担上限月額になり、事業所X・Yで負担上限額750円となるように上限管理する。

利用のありなしは当課に送付された「上限額管理結果票(複数児童用)」で判断します。

23

## 請求について

# 請求に係る提出物

## ◆ サービス提供実績記録票(写し)

- 提供サービス毎、受給者番号順にしてください。
- 受給者番号、受給者名、事業所番号等必要事項は全て記載してください。
- 当市以外の受給者の実績記録票は送付しないでください(受給者証発行自治体に送付の有無等について直接確認してください)。

## ◆ 上限額管理結果票(複数障害児)(写し)

- 実績記録票と共に郵送又は持参してください。

25

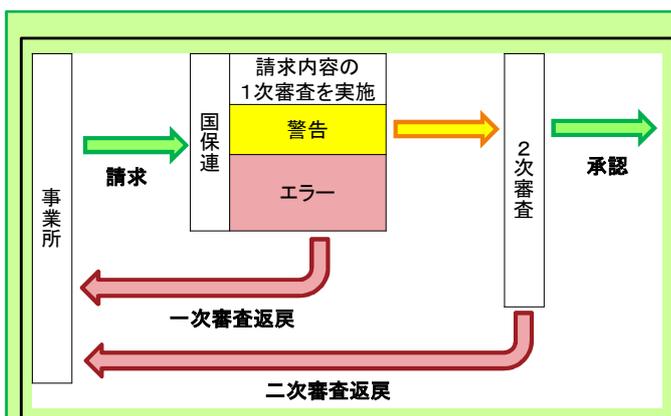
# エラー等の確認方法と種類

## 【エラー等の確認方法】

- 請求期間中、原則2回の仮審査が国保連により実施されます。
- 仮審査で請求情報に不備がありエラー等が発生した場合には、当該請求内容を請求期間中に見直すことが可能です。

## 【エラー等の種類】

- エラーには請求自体が受付られていない「エラー」と、請求は受付られたが内容に不備等があり市町村による確認が必要となる「警告」があります。
- エラー内容が「※、▲、★」で始まるものは警告です。



エラー等にはエラーと警告の2種類があります。

- 国保連請求システムに受付できない「エラー」
- 受付は行われる「警告」

エラー内容を読み、請求内容のうちエラーとして指摘された部分を各種情報と一致しているか確認ください。

請求内容に誤りが見当たらない場合は、受給者情報及び事業所情報に関するエラーはFAX質問票にて当課までご質問ください。その他のエラーは国保連ヘルプデスクにお問い合わせください。

26

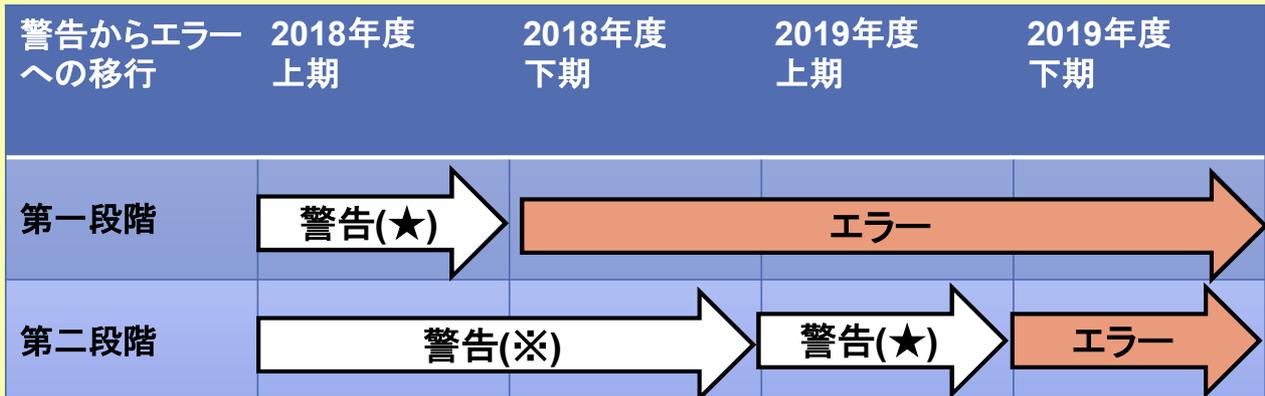
# 一次審査におけるチェックの拡充・強化等について

## 【警告からエラーへの移行】

- 2018年度下期を第一段階、2019年度下期を第二段階として、今まで警告だった内容がエラーへと移行します。
- エラーへ移行する警告については「★」がエラーメッセージの先頭に付与されています。

## 【移行予定スケジュール】

- 2018年から3年間に渡り移行が予定されており、上期にエラーへ移行する警告については「※」が「★」となり、下期から「★」についてはエラーとなります。



27

## エラー等が起きる原因①

### 【エラー等が発生する主な原因】

- ① 事業所情報と請求情報の不一致
- ② 受給者情報と請求情報の不一致
- ③ 請求情報と請求情報の不一致

### 【①事業所情報と請求情報の不一致】

#### 原因 ➡ 体制届との不一致

例えば、

- ・延長支援加算の届出を行っていない。
- ・届出定員区分と請求定員区分が異なる。
- ・処遇改善加算の請求区分が異なる。

エラー内容は、体制届上の区分を正しいものとしてエラーと判断します。

よってエラー内容に記されている「～と異なります。」という部分に着目して、請求を修正してください。

請求内容について誤りがない場合は、システム登録上の体制届に相違が生じていますので、FAX質問票にて当課までご質問ください。

28

# エラー等が起きる原因②

## 【②受給者情報と請求情報の不一致】

### 原因 ➡ 受給者情報との不一致

例えば、

- ・決定支援種類の異なる請求となっている。
- ・上限月額が異なる。
- ・受給者番号が異なる。

エラー内容は国保連登録上の受給者情報を正しいものとしてエラーと判断します。

このエラーが発生した際には、受給者証の内容と入力内容が一致しているかを確認してください。

受給者番号、上限管理事業所番号、上限額、請求コード等、簡単なように思える数字の入力ミスが散見されます。特に上限月額の入力誤り等が相当数ありますので注意してください。

## 【③請求情報と請求情報の不一致】

### 原因 ➡ 請求内容での不一致

このエラーの詳細は国保連へ問い合わせることが多いケースになります。

- ・上限管理なしの明細だが、上限額管理結果票がある。
- ・児童発達支援の明細だが、放課後等デイサービスの実績票を入力。

エラー内容は請求情報における不一致について、エラーと判断します。

請求システム入力上の誤りが原因の大半と思われます。サービスコードの入力誤り等や項目入力漏れ等が散見されますので、注意してください。

29

# 標準システムでよくあるエラーとその対応

○請求明細エラーコード			
コード	メッセージ	原因	対応方法
ECO1	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	同一月の請求情報に、受給者番号・提供月が同一のデータが複数ある	後から送信したデータを有効にしたいのならば、先に送信したデータを取り下げてから送信し直す。先に送信したデータが正しければ対処する必要なし。
EDO1	該当の請求情報は既に支払確定済です	既承認済みの請求データと同一の受給者番号・提供月・事業所番号の請求データ送信している	期限までに過誤申し立てしていれば対処する必要なし。していなければ、過誤申立書を当課に送信する(毎月3日受付分まで当月請求時に処理するため、仮点検で当該エラーが生じた場合は次月まで請求できない)。
EG02	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	国保連台帳に、入力された受給者証番号の登録がない	最新の受給者証を確認する。 区番号を確認する。 市内転居等で居住区が変わった場合に注意が必要。
EG12	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません	①既に支給決定が終了したサービスの請求をしている、②受給者証が更新されていない、③契約情報に終了したサービスの情報が残っている	①②最新の受給者証を確認し、支給決定内容と請求情報の差異を確認。内容に疑義がある場合や支給期間が終了している場合は所管区に相談する。③は契約情報入力に既に支給決定が終了したサービスの情報が残っている(契約終了日の入力がない)場合に生じることがあるので、確認する。
EG13	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません		
PP19	実績記録票に該当するサービスが明細書にありません	請求明細書がエラー(否決を含む)になっている	PP19はほぼ単独では発生しないため、当該エラーが発生した場合は実績記録票ではなく、請求明細についてのエラーか返戻が原因のため、そちらの修正対応を行う。

30

# エラー(警告)発生時の対処法①

- エラー(警告)内容を確認し、当該エラー(警告)が発生している箇所を確認

種別※1/コード				エラー内容※2		
提供年月	事業所番号	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	補足1	
事業所名	情報2/サービス種類※3/レコード	項目名称2	項目値2	補足2		
計	EG02	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません				
平成30年 4月		相談支援給付費請求書 52 明細 受給者証番号				

市町村番号、受給者証番号を再度確認  
⇒受給者証(一)ページ

当該エラー(警告)は明細、実績等のどこに発生しているのかを確認

どの項目にどのようなエラー(警告)が発生しているのかを確認  
⇒請求明細の受給者証番号についてのエラー  
⇒受給者証を確認。区番号の入力ミス、受給者証が最新かどうか、を確認する。

どこの⇒請求明細、サービス提供実績記録票  
なにに⇒受給者証番号、利用者負担額、等  
どんな⇒

- 「エラー内容」に※、▲、★があるものは「警告」です。
- 支給決定内容は、本市受給者については、毎年誕生日月の翌月に更新されますので必ず確認してください。
- 体制届の対象となる加算については、オンラインで事業所登録と提出した体制届が一致しているかを確認してください。
- 過年度提供分を遡って請求する場合、当該年度の基準等が適用されます。地域区分の見直し、一元化、報酬改定等がありましたので、注意してください。

31

# エラー(警告)発生時の対処法②

## ■ 算定要件の再確認

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)(「報酬告示」)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年障発第0330第16号)(「留意事項通知」)

## ■ 厚生労働省発出のQ&A(平成30年度制度改正分)

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/kaisei/tuuchi\\_h30.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaisei/tuuchi_h30.html)

## ■ サービスコード表

- 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044780.html>

## ■ 全国標準システムの入力方法等がわからない

- 国保中央会電子請求ヘルプデスク
  - E-mail [mail@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail@support-e-seikyuu.jp)
- TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433

32

# 返戻について①

## 【返戻とは】

返戻は「審査にて請求内容に誤り等を確認し、請求が承認されなかったこと」です。例えば、

算定できない加算が含まれていた	支給量を超えていた
他事業所と重複利用日があった	上限額管理に不備があった
利用者負担上限月額を超過していた	

返戻の場合は、エラーコードは「TZ」で始まるコードで、返戻内容が記してあります。返戻内容について確認し、次回再請求時に正しい内容に反映させてください。

- 「TZ07:実績記録票の同一日に他事業所の請求があります」と返戻となったが、重複提供日はいつになるのか？  
⇒ 事業所間で確認してください。そもそも利用計画上、曜日毎に事業所を定めていますので、重複提供は発生しないことになります。  
※欠席時対応加算についても重複提供の対象となりますのでご注意ください。
- 返戻の理由が解らない(例えば、ED01、PP19、EJ47のみのエラーコードが表示)  
⇒ TZで始まるコード以外は原則としてエラーとなります。エラー内容を確認してください。
- 様々な情報を確認しても不明な場合は、当課までFAX質問票にて質問してください。

33

# 返戻について②

## 【最近多い返戻理由】

### ①利用日の重複

TZ07:実績記録票の同一日に他事業所の請求があります

「基本利用の重複」の他、「基本利用と欠席時対応加算の重複」、「基本利用と家庭連携加算の重複」がある等同一日に複数事業所の請求は行えません(各加算も重複提供の対象となります)。

### ②上限額管理関係

TZ00:上限額管理票に該当しない事業所があります

上限額管理事業所が関知していない事業所から請求があります。請求している事業所を確認し、上限管理結果票を改める必要があります。

TZ17:上限額管理結果票の内容と請求明細が一致しません

請求明細の値が、上限額管理結果票の内容と異なっています。上限額管理結果票の内容に基づき請求する必要があります。

TZ20:きょうだいの上限額管理が行われていません

請求金額について誤りがあります。きょうだいの場合、上限額管理事業所が設定されており、「上限額管理結果票(複数児童用)」に基づいた請求金額の通知があるはずで、その内容に基づいて請求してください。

34

## 主な加算

※ここで取り上げる加算は障害児通所支援における加算の一部です。

※実際の請求に際しては、報酬、加算、減算について報酬告示及び留意事項通知等を確認してください。

35

## 家庭連携加算

【対象サービス:児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】

指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

- ・ 所要時間1時間未満の場合 : 187単位/回
- ・ 所要時間1時間以上の場合 : 280単位/回

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に、「指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2」を「指定通所基準第66条又は71条の2」に、「児童発達支援計画」は「放課後等デイサービス計画」に、保育所等訪問支援においては、「指定児童発達支援」を「指定保育所等訪問支援事業所」に、「指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定」を指定通所基準第73条の規定、保育所等訪問支援においては、「指定児童発達支援」を「保育所等訪問支援」と読み替える。)

- ◆ 障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定する。
- ◆ 保育所又は学校等(以下「保育所等」)の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図る必要がある。

### 参考

個別支援計画(保育所等訪問支援計画)に基づき、あらかじめ保護者の同意を得ること、また保育所等で実施する場合は別に保護者の同意を得る必要があります。

36

## 事業所内相談支援加算

### 【対象サービス: 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】

指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

#### ・ 35単位/回

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に、「児童発達支援事業等従業者」を「放課後等デイサービス事業所等従業者」に、「児童発達支援計画」を「放課後等デイサービス計画」に読み替える。)

- ◆ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合、(次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定する
  - ア 相談援助が30分に満たない場合
  - イ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合→上記ア又はイのいずれかに該当する場合は算定できない
- ◆ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う。
- ◆ 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮する。

## 参考

当該加算については、報酬告示及び留意事項通知の他、国作成の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問108」を確認してください。

37

## 訪問支援特別加算

### 【対象サービス: 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス】

指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容を指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- ・ 所要時間1時間未満の場合 : 187単位/回
- ・ 所要時間1時間以上の場合 : 280単位/回

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に、「児童発達支援事業等従業者」を「放課後等デイサービス事業所等従業者」に、「児童発達支援計画」を「放課後等デイサービス計画」に読み替える。)

- ◆ 指定障害児通所支援事業者等により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該指定障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算する。この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいう。
- ◆ 所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間に基づき算定する。
- ◆ この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となる。

38

# 利用者負担上限額管理加算

【対象サービス: 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】

指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額という。以下同じ)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

・ 150単位/月

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に、「指定通所基準第24条」を「指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条」に読み替える。)

- ◆ 「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件とはしない。

## 参考

きょうだいで同一事業所のみを利用し、きょうだいの上限管理を行った場合は、管理を行う指定障害児通所支援事業所のみの利用となるため、当該加算は算定できません。

39

# 欠席時対応加算

【対象サービス: 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等の従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む。)及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た率が100分の80に満たない場合は、重症心身障害児に限り、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する

・ 94単位/回

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に、「児童発達支援事業等従業者」を「放課後等デイサービス事業所等従業者」に読み替える。)

- ◆ 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能(2営業日以内に中止の連絡があった場合に算定可能)。
- ◆ 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること。直接の面会や自宅への訪問等は要しない。

## 参考

当該加算については、国作成の「平成21年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問61」を参照してください。

欠席時対応加算と振替利用は同一に考えるのではなく、欠席時対応加算と振替利用(次ページ掲載(Q&Aの利用も含む))それぞれの要件を確認し、各々について要件を満たす必要があります。

40

## 参考:振替利用について

本市においては障害児通所支援について、定期的かつ継続的に同一事業所を利用することにより、療育支援を効果的に行うことを目的にするため、曜日を固定して所定の事業所を利用することを原則としています。

そのため、欠席に伴う振替利用は本市では原則認めていません。ただし、継続的に支援を受けることが療育を行う上で必要な場合は、他事業所の計画に位置付けられた曜日ではない日に限り、振替利用を認めています。

- ◆ 欠席の理由は個々の児童によりますが、急病等により急遽休みとなった場合は、上記のとおり、他事業所の計画に位置付けられた曜日でない日に限り振替利用は可能です。
- ◆ あらかじめ分かっている学校行事、定期通院等(以下「行事等」)については欠席した場合においても振替利用はできないことになります。

Q: 行事等で欠席となった日について振替利用は一切できないのか。

A: 障害児通所支援は計画的に利用することとされています。行事等は通常あらかじめ日が決められているため、当該行事等も含めて計画的に障害児通所支援を利用することになります。そのため、振替での利用はできないこととなります。

しかし、振替での利用ではなく、他事業所の計画に位置付けられていない曜日でない日に替わりに利用することとして計画を変更すれば、変更した日(曜日)に利用することは可能となります。そのためにはあらかじめ計画を変更し、保護者等に説明の上、同意を得る必要があります。

### 参考

ここでいう計画は障害児通所支援事業所が作成する個別支援計画を指しますが、障害児通所支援は障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に基づき利用することから、障害児相談支援事業所に対して、行事等により利用日を変更する理由及び継続的に支援を受けることが療育を行う上で必要な理由、変更して利用することになる日(曜日)を連絡しておく必要があります。

なお、当該取扱いは限定的なものとなるため、継続的または定期的に曜日を変更して利用する場合等は障害児支援利用計画を変更する必要があります。

41

## 送迎加算

【対象サービス: 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】

障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。(以下児童発達支援のみ適用: ただし、児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は児童発達支援センターにおいて難聴児に対し、指定指導発達支援を行う場合を算定している場合は、算定しない。)

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

※なお、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合及び看護職員加配加算を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を加算する。

障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合及び重症心身障害児に対して行う場合については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

・イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合  
: 54単位/回(※の場合、+37単位)

・ロ 重症心身障害児に対して行う場合 : 37単位/回

(※放課後等デイサービスにおいては、「指定児童発達支援」を「指定放課後等デイサービス」に読み替える。)

42

- ◆ 重症心身障害児の送迎については、本体報酬で評価しているところであるから、本加算においては送迎に当たり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を1人以上配置している場合に算定を行う。
- ◆ 医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努める。
- ◆ 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても算定できるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。
- ◆ 同一敷地内の他の事業所との間の送迎を行う場合の単位数は、前頁※の部分に加算される前の単位数であり、※を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意する。

## 参考

当該加算については、国作成の「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問109、110」を参照してください。

43

## 看護職員加配加算【新設】

【対象サービス：児童発達支援及び放課後等デイサービス】

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設。

- ・看護職員加配加算（Ⅰ）
- ・看護職員加配加算（Ⅱ）
- ・看護職員加配加算（Ⅲ）

※各単位数については、厚生労働省の報酬告示を御確認ください。

### ◆ 看護職員加配加算（Ⅰ）

#### （1）重症心身障害児以外の場合

児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1人以上であること。

#### （2）重症心身障害児の場合

児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1人以上配置し、別表（※）の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5人以上であること。

44

## ◆ 看護職員加配加算(Ⅱ)

### (1)重症心身障害児以外の場合

児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を2人以上配置し、別表(※)の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9人以上であること。

### (2)重症心身障害児の場合

児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を1人以上配置し、別表(※)の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5人以上であること。

## ◆ 看護職員加配加算(Ⅲ)

### 重症心身障害児以外のみ

児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)を2人以上配置し、別表(※)の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9人以上であること。

## ※別表

### 判定スコア(スコア)

- (1)レスピレーター管理 = 8
- (2)気管内挿管、気管切開 = 8
- (3)鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4)酸素吸引 = 5
- (5)1回/時間以上の頻回の吸引 = 8  
6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6)ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7)IVH = 8
- (8)経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
- (9)腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10)接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養児) = 3
- (11)継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
- (12)定期導尿(3/日以上) = 5
- (13)人工肛門 = 5

## 参考

当該加算については、国作成の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.3(平成30年5月23日)問20・21」を参照してください。

## 強度行動障害児支援加算【新設】

【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、所定単位数を加算する。

・155単位／日

- ◆ 重症心身障害児に対し児童発達支援を行う場合には、当該加算は算定できません。
- ◆ 対象となる従業者には常勤の要件はなく、施設として配置し、支援する日にいけばよい。
- ◆ 強度行動障害児支援加算の算定対象となる障害児の判断については、通所報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断することになるが、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認する。

47

## 保育・教育等移行支援加算【新設】

【対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】

障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

・500単位／日

- ◆ 当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算できません。
- ◆ 保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととします。
  - (一) 保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。
  - (二) 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

48

ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合

イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合

エ 死亡退所の場合

(三) 保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

(四) 移行支援の内容は、次のようなものであること。

ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価

イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価

ウ 具体的な移行先との調整

エ 家族への情報提供や移行先の見学調整

オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達

カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達

キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整

ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力

ケ 相談支援等による移行先への支援

コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

## 参考

当該加算については、国作成の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日)問101・102・103」を参照してください。

## 自己評価結果等未公表減算【新設】

### 【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

児童発達支援等の提供に当たって、基準に規定する基準に適合している者として都道府県知事又は市町村長に届けていない場合に減算します。（当該減算については、平成31年4月1日から適用されます。）

・所定単位数の15%を減算

- ◆ 当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算できません。
- ◆ 当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではありません
- ◆ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところですが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければなりません。
- ◆ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。
- ◆ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものです。
- ◆ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう指導し、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとなります。

51

### 参考

当該加算については、国作成の「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（平成30年3月30日）平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問104」を参照してください。

52

## 初回加算(新設)

### 【対象サービス: 保育所等訪問支援】

保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算します。

・200単位／月

- ◆ 初回加算は、利用の初期段階において、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものです。
- ◆ 当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できるものです。
- ◆ 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録してください。
- ◆ 児童発達支援管理責任者が、同行した場合において、児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではありません。障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。

## その他

# 放課後等デイサービスの適切な評価

一律となっていた基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分(区分1と区分2)を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児または別表の指標に該当する障害児(※)が占める割合に応じ、基本報酬を設定する。(指標に該当する障害児が50%以上⇒区分1、50%未満⇒区分2)

※以下の別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目がみられる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

別表(次ページに続きあり)

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

55

(前ページの表の続き)

項目	0点	1点	2点
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	○年1回以上 ○支援が不要	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張 集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

56

- ◆ 指標に該当する障害児(食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作が全介助または別表で13以上に該当する障害児、以下「指標該当児」)であるかの判断は支給決定市町村が行う。
- ◆ どの報酬区分に該当するかの判定は各事業所で行い、体制届で指定権者に届出る。
- ◆ (基本的な計算方法)  
前年度の指標該当児の延べ利用人数／前年度の延べ利用人数(小数点2位以下は切り上げ)が50%以上であれば区分1、50%未満であれば区分2
- ◆ (報酬区分導入当初の措置)
  - ・平成30年3月31日時点において現に存する事業所は、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により判定する。
  - ・ただし、3か月経過後は3か月間における障害児の延べ利用人数により算出する。
- ◆ 多機能型事業所における報酬区分は、多機能事業所全体ではなく、放課後等デイサービスの利用延べ人数により算出する。

## 強度行動障害児の支援の強化

### 【対象サービス: 児童発達支援、放課後等デイサービス】

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する強度行動障害児支援加算が創設された。

対象者: 厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児

- ◆ 判定方法: 次頁の判定スコア表において、行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、20点以上であれば該当とする。
- ◆ なお、判断に当たっては、児童相談所、障害児相談支援事業所及び障害児が通っている事業所等に意見を聴取するなどにより、当該障害児の状態を確認する。

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行動	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖を与える程度の粗暴な行為			あり

## 税源移譲に伴う対応について

障害福祉サービス等の利用者負担額は、市民税所得割額を用いて、その判定を行っていますが、平成29年度税制改正において、県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、神奈川県から本市へ市民税所得割額の税率2%相当分が、平成30年度分より移譲されました。

	移譲前		移譲後
市民税:	6%	⇒	8%
県民税:	4%	⇒	2%

※市民税・県民税を合計した税率(10%)の変更はありません。

- 障害児・者の障害福祉サービス等の利用者負担額の判定について  
利用者負担額の判定については、税源移譲前の税率を用いて判定を行うため、税源移譲により利用者負担額は変更しません。

## ■ 障害福祉サービス等報酬改定に関すること

- 厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

※省令、告示、通知、事務連絡及びQ&Aが掲載されています。



みんなの支えで自殺を防ごう

集団指導

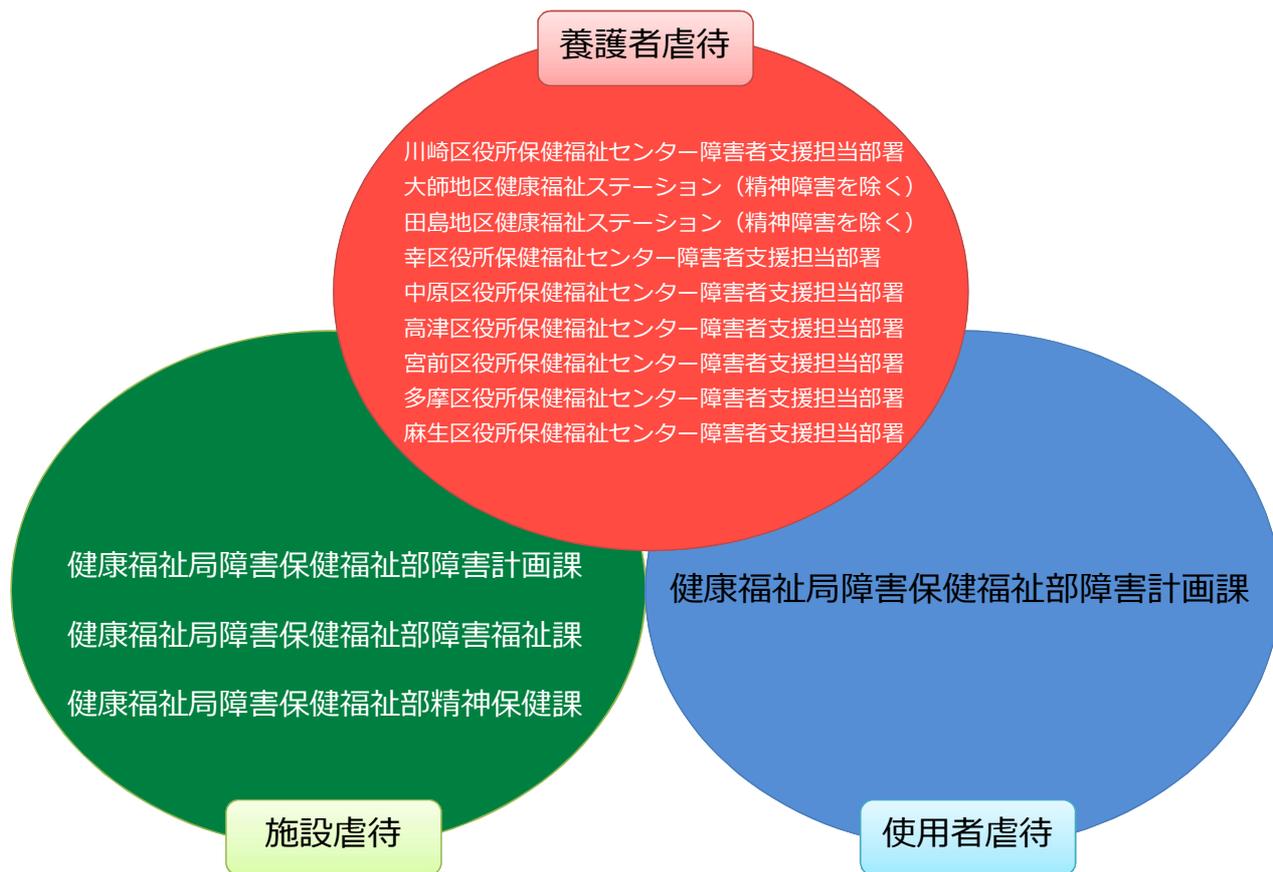
## 障害者虐待防止法への対応について

平成30年9月26日・27日・28日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市の障害者虐待対応の体制  
(市町村虐待防止センター)

# ■川崎市における障害者虐待の担当所管課



# ■川崎市における実施内容

## 【市町村虐待防止センターの運営】

### （1）虐待対応スキームの構築・運用（通報受理から支援・終結まで）

養護者による障害者虐待への対応

障害福祉施設従事者等による障害者虐待への対応

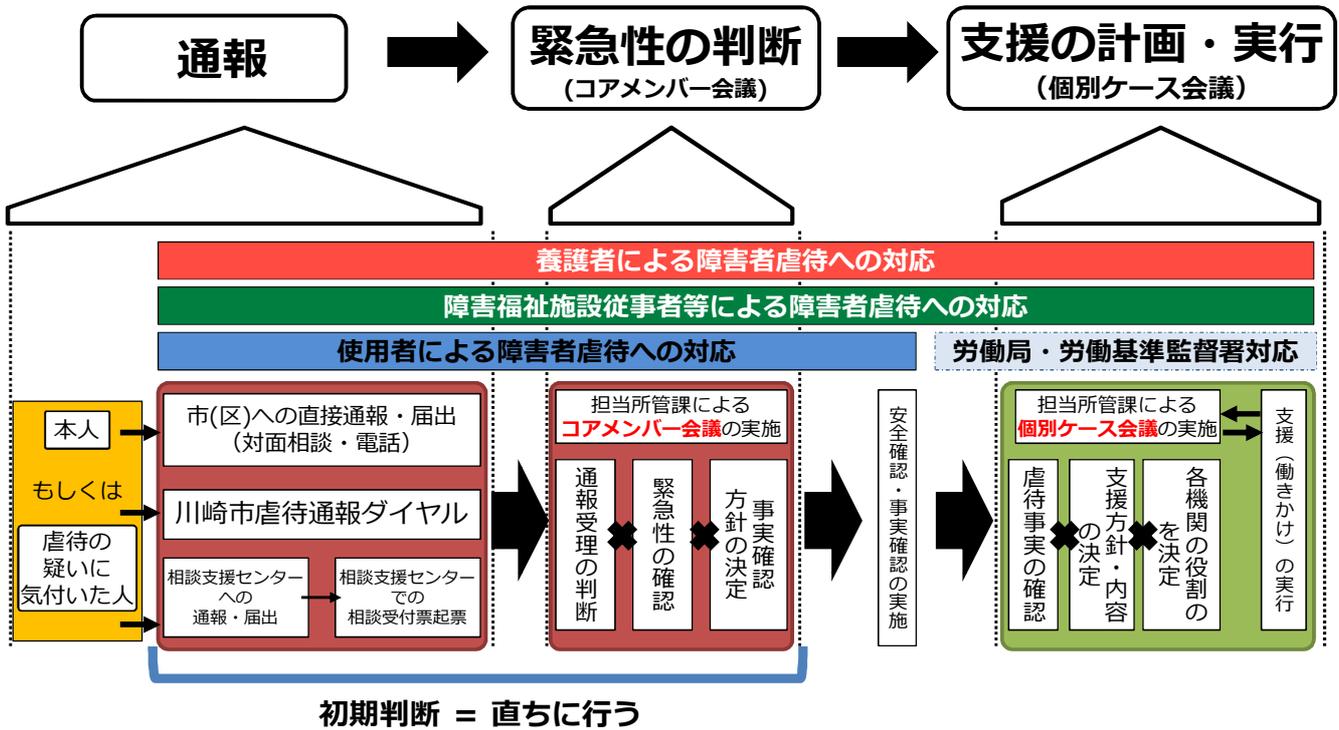
使用者による障害者虐待への対応

### （2）障害者虐待防止および養護者支援に関する広報・啓発

- 障害者虐待防止リーフレットの発行
- 障害者虐待対応マニュアルの発行

# ■ 障害者虐待防止等のスキーム

川崎市の市町村虐待防止センターでの対応の流れは以下のとおり



## ■ 川崎市障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待にかかわる通報や届出は

**「川崎市障害者虐待通報・受付専用ダイヤル又は専用FAX」**

専用ダイヤル(24時間対応)

**044-200-0193**

聴覚障害のある方は...  
 専用FAX(24時間対応)

**044-200-3610**

# 事業所における 虐待防止の取り組みの推進

## ■障害者虐待防止法と施設従事者

---

### 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

#### 関係者

- ・ 障害福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ **障害者福祉施設従事者等**、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）。

#### 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第15条）

# ■施設従事者向け虐待対応手引き

## 障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き

### 主な変更点（H30.6～）

- (1) 障害者虐待の事案に 証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記  
(P6、P10)
- (2) 障害者福祉施設従事等による障害者虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P7）
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P7～P8）
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記  
(P23～24)
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P26～P27）
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正（P44）

障害者福祉施設等における  
障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室

# ■市内における虐待・権利擁護研修ご紹介

## 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修

概要：

厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護事業として実施する指導者養成研修（例年7月～8月実施）の伝達研修（H29実施内容）

平成29年12月8日・18日（カリキュラムは次のスライド参照）※募集は10月上旬頃

<設置コース>

- ・障害者福祉施設等設置者・管理者コース
- ・障害者虐待防止マネージャーコース

## 障施協権利擁護推進委員会職員研修会【特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会主催】

平成30年度実施内容

平成30年7月20日 新任職員研修（テーマ：支援における“不適切行為”をなくすために）

平成30年9月21日 課題別研修（テーマ：子供の権利擁護、より良い支援をするために）

平成30年12月6日 中堅職員研修（テーマ：未定）

## 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】（川崎市強度行動障害支援力向上研修）【川崎市】

平成30年度第1回 7月10日・11日 募集時期：5月中

平成30年度第2回 2月20日・21日（予定） 募集時期：12月予定

日	時間	(分)	方法	科目	
1 日目 ・ 12月8日 (金)	午前	9:45~9:50	5	オリエンテーション	
		9:50~10:00	10	開会挨拶・研修趣旨説明	
		10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
		11:00~11:10	10	休憩	
		11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く
	12:20~13:20	60	休憩(昼食)		
	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放棄の防止	
	14:20~14:30	10	休憩		
	14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止	
	15:30~15:40	10	休憩		
15:40~16:50	70	講義	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について		
2 日目 ・ 12月18日 (月)	午前	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
		10:40~10:50	10	休憩	
		10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンダーコントロールを旨む)
	12:00~13:00	60	休憩(昼食)		
	午後	13:00~14:30	90	講義	施設・事業所における虐待防止体制の整備
		14:30~14:40	10	休憩	
		14:40~16:10	90	演習	施設・事業所における虐待防止体制の整備
		16:10~16:15	5	修了証交付準備	
16:15~16:30		15	修了証交付・閉会あいさつ		

日	時間	(分)	方法	科目	
1 日目 ・ 12月8日 (金)	午前	9:45~9:50	5	オリエンテーション	
		9:50~10:00	10	開会挨拶・研修趣旨説明	
		10:00~11:00	60	講義	障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
		11:00~11:10	10	休憩	
		11:10~12:20	70	講義	当事者・家族の声を聴く
	12:20~13:20	60	休憩(昼食)		
	13:20~14:20	60	講義	経済的虐待、放棄・放棄の防止	
	14:20~14:30	10	休憩		
	14:30~15:30	60	講義	性的虐待及び心理的虐待の防止	
	15:30~15:40	10	休憩		
15:40~16:50	70	講義	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止について		
2 日目 ・ 12月18日 (月)	午前	9:30~10:40	70	講義	身体的虐待の防止及び身体拘束・行動制限の廃止
		10:40~10:50	10	休憩	
		10:50~12:00	70	講義	職員のメンタルヘルス(アンダーコントロールを旨む)
	12:00~13:00	60	休憩(昼食)		
	午後	13:00~14:30	90	講義	施設・事業所における虐待防止研修の進め方
		14:30~14:40	10	休憩	
		14:40~16:10	90	演習	施設・事業所における虐待防止研修の進め方
		16:10~16:15	5	修了証交付準備	
16:20~16:30		10	修了証交付・閉会あいさつ		

付録  
虐待統計  
(全国・神奈川県・川崎市)

# 全国虐待通報統計

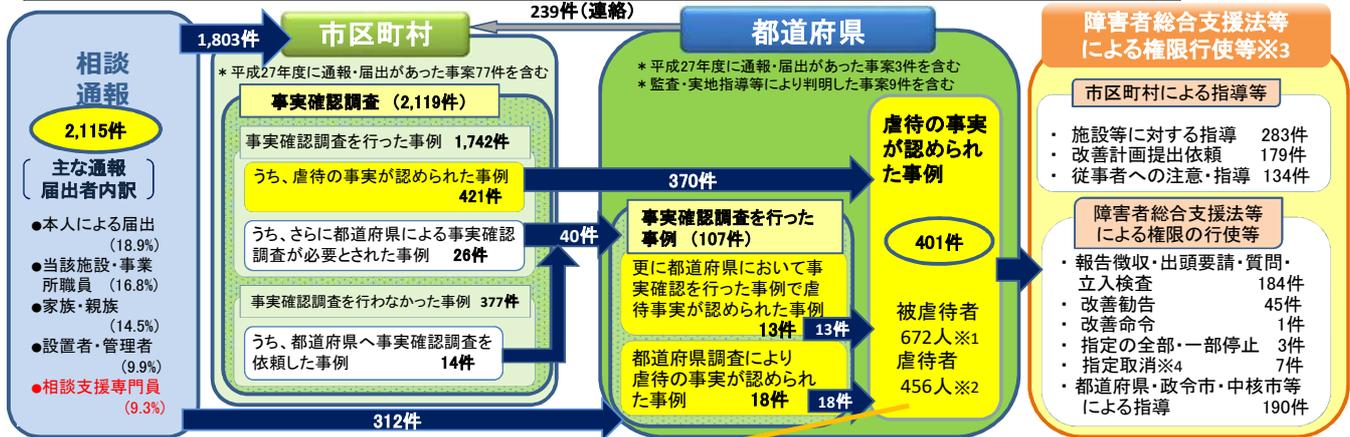
平成28年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

## 【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			（参考）都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,606件 (4,450件)	2,115件 (2,160件)	745件 (848件)	虐待判断 件数 581件 (591件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,538件 (1,593件)	401件 (339件)		被虐待者数 972人 (1,123人)
被虐待者数	1,554人 (1,615人)	672人 (569人)		

- ・上記は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。
- ・カッコ内については、前回調査(平成27年4月1日から平成28年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、「平成28年度使用者による障害者虐待の状況等」（平成29年7月26日公表）のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

## 平成28年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



### 虐待者 (456人)

- 性別 男性(73.2%)、女性(26.8%)
- 年齢 30～39歳以上(20.0%)、40～49歳(19.3%)、60歳以上(19.3%)
- 職種 生活支援員(40.1%)、その他従事者(11.4%)、管理者(7.7%)、世話人(7.5%)、指導員(6.6%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%
倫理観や理念の欠如	53.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.1%	12.0%	42.1%	6.5%	9.5%

障害者虐待が認められた事業所種別

種別	件数	構成割合
障害者支援施設	99	24.7%
居宅介護	10	2.5%
重度訪問介護	4	1.0%
療養介護	3	0.7%
生活介護	48	12.0%
短期入所	9	2.2%
自立訓練	2	0.5%
就労移行支援	7	1.7%
就労継続支援A型	26	6.5%
就労継続支援B型	52	13.0%
共同生活援助	76	19.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.5%
移動支援事業	8	2.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.5%
児童発達支援	4	1.0%
医療型児童発達支援	2	0.5%
放課後等デイサービス	42	10.5%
合計	401	100.0%

### 被虐待者 (672人)

- 性別 男性(64.3%)、女性(35.7%)
- 年齢 20～29歳(20.1%)、40～49歳(18.9%)、～19歳(13.5%)、30～39歳(13.2%)、
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%

- 障害支援区分のある者 (58.9%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の6件を除く395件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった20件を除く381件が対象。  
 ※3 平成28年度末までに行われた権限行使等。  
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

# ■神奈川県虐待通報統計

## 2 通報・届出・相談件数

市町村や県に寄せられた通報等の件数は、371 件(394 件)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 196 件(182 件)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 103 件(158 件)

使用者による障がい者虐待 72 件( 54 件)

※ 使用者による障がい者虐待については、市町村及び県で通報等を受付けた件数と労働局において虐待等の疑いを発見し県に連絡があった件数を集計

## 3 虐待の事実が認められた事例

### (1) 件数 及び 虐待を受けた障がい者の人数

上記2のうち、市町村や県の事実確認により虐待の事実が認められた事例は 142 件(114 件)、虐待を受けた障がい者の数は、160 人(139 人)でした。

(内訳)

養護者による障がい者虐待 99 件、104 人(83 件、84 人)

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待 26 件、39 人(16 件、40 人)

使用者による障がい者虐待 17 件、17 人(15 件、15 人)

※出典：平成29年12月27日神奈川県記者発表資料

# ■川崎市内における障害者虐待統計①

障害者虐待種別	平成27年		平成28年	
	通報	認定	通報	認定
養護者による障害者虐待	25	18	42	22
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	22	2	23	1
使用者による障害者虐待	1	-	2	-
合計	48	20	67	23

※川崎市の使用者虐待統計は市にて受理したもののみ。認定判定は県への通報義務に留まるため集計の対象外とする。

## ■川崎市内における障害者虐待統計②

＜相談・通報・届出の内訳（平成28年度）＞



養護者虐待		
本人による届出	主たる障害が身体障害の者	1
	主たる障害が知的障害の者	1
	主たる障害が精神障害（発達障害を除く）の者	3
	主たる障害が発達障害の者	0
	主たる障害が難病の者	0
	主たる障害がその他の者	1
	主たる障害は不明の者	0
家族・親族		1
近隣住民・知人		0
民生委員		0
医療機関関係者		2
教職員		0
相談支援専門員		10
施設・事業所の職員		10
虐待者自身		0
警察		4
当該市区町村行政職員		1
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等		5
成年後見人等		1
その他（同じ施設の利用者、職場の上司）		2
<b>合計</b>		<b>42</b>

施設虐待	
本人による届出	1
家族・親族	6
近隣住民・知人	2
民生委員	0
医療機関関係者	0
教職員	0
相談支援専門員	6
他の施設・事業所の職員	2
当該施設・事業所職員	0
当該施設・事業所元職員	1
当該施設・事業所設置者・管理者	2
当該施設・事業所利用者	0
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	0
当該市町村行政職員	1
警察	0
運営適正化委員会（社会福祉法第83条）	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0
成年後見人等	0
その他（匿名）	2
<b>合計</b>	<b>23</b>

## ■川崎市内における障害者虐待統計③

＜虐待者に関する統計情報（平成28年度）＞

養護者虐待の本人と虐待者の続柄 （虐待認定された22件の内訳）	
父	5
母	3
夫	0
妻	1
息子	3
娘	0
息子の配偶者（嫁）	0
娘の配偶者（婿）	0
兄弟	3
姉妹	3
祖父	0
祖母	0
その他 ※	4
<b>合計</b>	<b>22</b>

※ 婚姻関係のない同居人、従兄弟、同居している母親の内縁の夫、母親の交際相手等

施設虐待の対象施設 （事実確認の調査対象となった23件の内訳）	
障害者支援施設	2
のぞみの園	0
居宅介護	0
重度訪問介護	0
同行援護	0
行動援護	0
療養介護	0
生活介護	7
短期入所	1
重度障害者等包括支援	0
自立訓練	0
就労移行支援	0
就労継続支援A型	0
就労継続支援B型	2
共同生活援助	8
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0
移動支援事業	0
地域活動支援センターを運営する事業	0
福祉ホームを運営する事業	0
児童発達支援	0
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	3
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援事業	0
<b>合計</b>	<b>23</b>

# ■川崎市内における障害者虐待統計④

＜養護者虐待における障害種別と虐待類型  
 に関する統計情報（平成28年度）＞  
 ※重複回答を含む

虐待類型 障害種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	合計
身体障害	6	0	4	1	0	11
知的障害	7	2	1	4	2	16
精神障害	5	0	2	0	0	7
発達障害	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	18	2	7	5	2	34

# ■平成29年度障害者虐待通報ダイヤル通報統計

入電内容	虐待通報	虐待以外の相談等	間違い等	総件数	うちFAX件数
	37	88	16	141	0

## 2. 各項目別受付状況

	虐待の種別	虐待の通報・届出																			うちFAX件数		
		虐待通報(内容別)						虐待通報(障害別)															
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放任・世話の放棄・	経済的虐待	計	身体障害	該体不自由	視覚障害	聴覚・音声・言語・そ	内臓・免疫機能障害	不明	知的障害	左記の重複障害がある人	精神障害	左記のうち、身体障害との重複障害がある人	その他	不明	計			
養護者による虐待	9	0	5	2	1	17	0	0	0	0	0	0	0	5	0	6	0	0	1	12			0
障がい者福祉施設従事者による虐待	5	0	3	5	1	14	2	1	0	1	0	0	0	6	1	2	0	0	1	14			0
使用者による虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
その他	3	0	2	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	6			0
計	17	0	10	8	2	37	3	2	0	1	0	0	11	1	11	1	0	2	32				0
地区別	川崎区	2	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	5	10	0	0
	大師地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田島地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幸区	3	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5	3	0	0
	中原区	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7	0	0
	高津区	2	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	0
	宮前区	4	0	1	0	1	6	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	4	6	0	0
	多摩区	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	7	0	0
	麻生区	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	23	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
不明	1	0	1	4	1	7	2	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	8	29	15	0	
計	15	0	9	7	2	33	3	2	0	1	0	11	1	9	1	0	2	30	88	16		0	

# 計画相談支援の拡充

平成30年度  
川崎市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

平成30年9月26・27・28日  
川崎市 健康福祉局 障害計画課  
地域支援・療育係



1

## 計画相談支援の位置づけ

平成27年4月以降、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」といいます。）を必ず作成することとなりました。

このため、川崎市内においても指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（以下「指定特定相談支援事業所等」といいます。）の拡充が喫緊の課題となっています。

ぜひ、指定特定相談支援事業所等の開設および相談支援専門員の拡充について、ご検討ください。



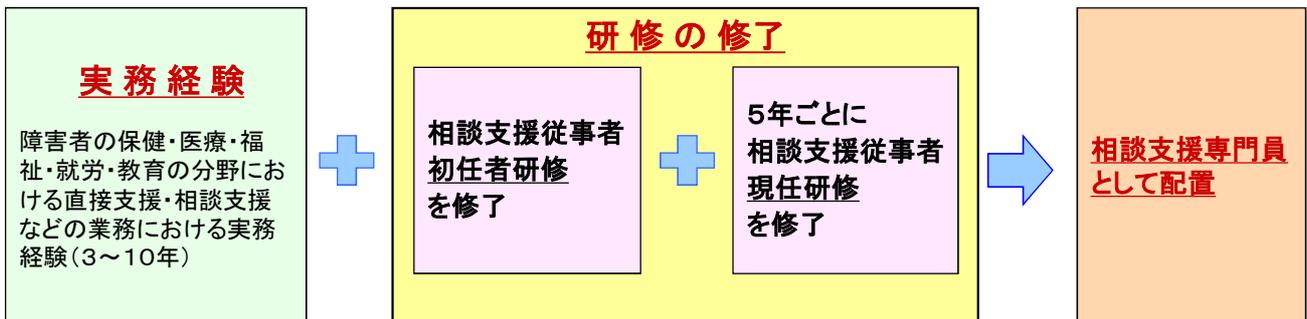
2

## 相談支援専門員の業務内容と要件

### 相談支援専門員の業務内容

- 基本相談支援
  - ・障害者・障害児等からの相談
- 計画相談支援
  - ・サービス利用支援(サービス等利用計画)
  - ・継続サービス利用支援(モニタリング)

### 【相談支援専門員の要件】



3

川崎市  
人材育成ビジョン  
～私たちがめざす相談支援従事者像～

当事者である本人を中心に考える  
ことのできる、

当事者にとって身近な存在



## 川崎市における計画相談支援モニタリング実施標準期間の取り扱い (平成30年10月1日～)

1 利用者によって柔軟に設定することを原則とし、サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、利用者との関係性の構築など支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

		見直し後	
		30年4月～	30年10月～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	
		1月間	
在宅の障害児通所支援サービス	集中的支援が必要な者	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	<b>3月間</b>	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	<b>3月間</b>
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援	6月間	<b>3月間</b>
障害児通所支援 【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養 介護入所者、重度障害者等包括支援		<b>6月間</b>	

- 平成30年10月1日以降に、計画再作成（又は変更）を行う対象者から順次、実施。
- 従来のモニタリング報告書とともに、チェック方式のモニタリング報告書を導入。

## 計画相談支援モデル報酬シミュレーション

**担当件数55件で算定**

計画相談、モニタリング(3月間)、初回加算(1割)、モニタリング等加算、研修体制加算

平成29年度(特定加算なし)    35,000円/1人    1,930,000/年

平成30年度(特定加算なし)    75,000円/1人    4,130,000/年

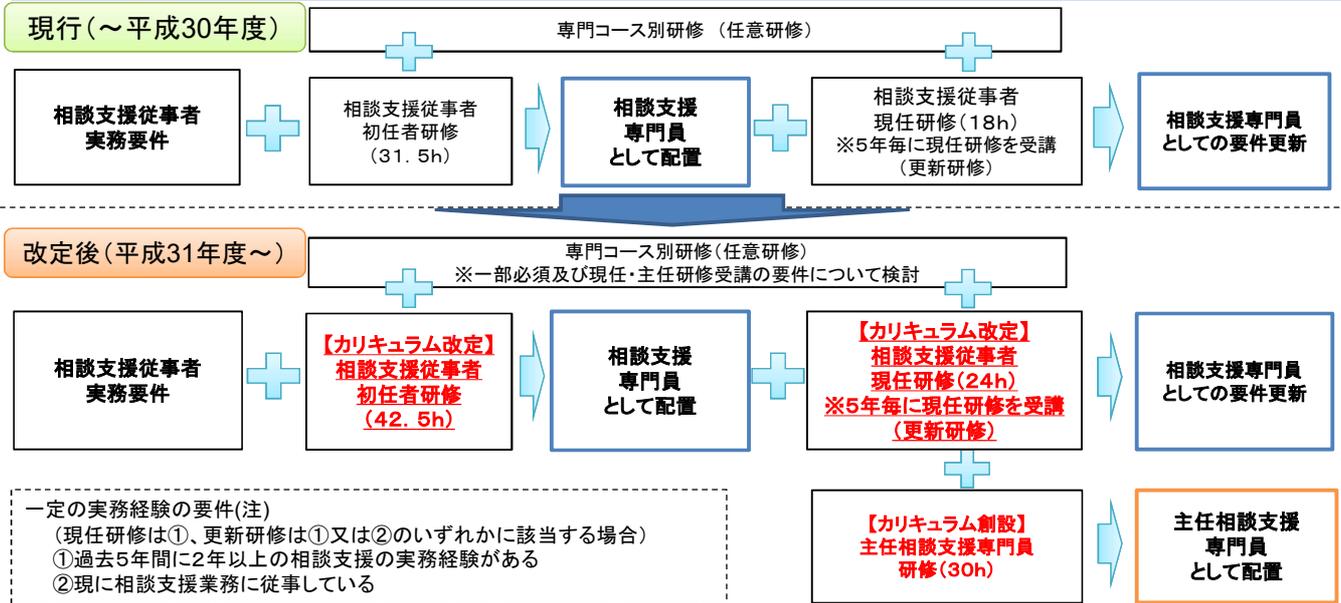
平成30年度(特定加算Ⅳ)    85,000円/1人    4,680,000/年

平成31年度(特定加算なし)    70,000円/1人    3,840,000/年

平成31年度(特定加算Ⅳ)    80,000円/1人    4,380,000/年

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長年に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



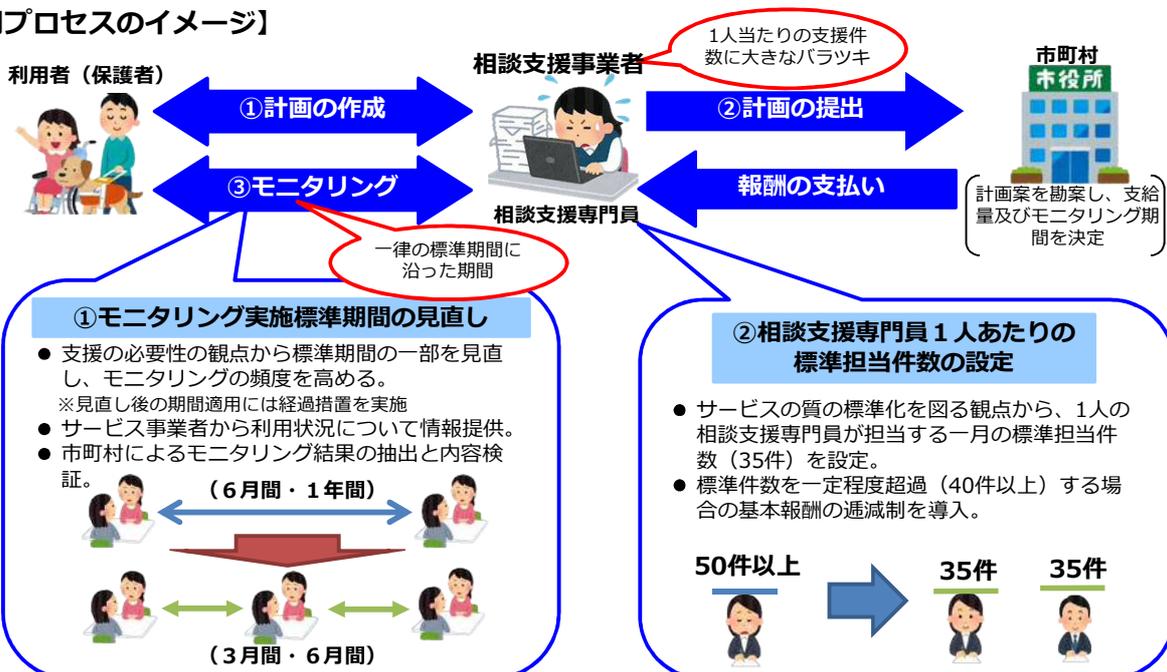
7

## 平成30年度制度改正の概要(相談支援)

### 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価①

- 計画相談支援・障害児相談支援の利用プロセスは下図のとおりとなっている、
  - ①一律的に標準期間に沿ったモニタリング期間を定めている市町村が多いこと(6ヶ月に1度が5割超)、
  - ②相談支援専門員1人当たりの支援件数に大きなバラツキがあること(担当件数の1月平均は13.5件。50件以上担当している者も存在)、
  - ③事業所の質の評価として特定事業所加算が存在するが、個々の支援に着目した加算は存在しないことが課題となっていることから、これらに着目した見直しを行う。

#### 【利用プロセスのイメージ】



8

# 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価②

## ③ 特定事業所加算の拡充

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充。
  - ・ より充実した支援体制を要件とした区分を創設。
  - ・ 事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間（3カ年）に限り設ける。

【加算Ⅰ・Ⅱ】  
400・500単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 4名以上
- 1名は主任相談支援専門員（加算Ⅰ）
- 1名は現任研修修了者（加算Ⅱ）
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅲ】  
300単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 3名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制の確保 等

【加算Ⅳ】  
150単位/月



- 常勤かつ専従の相談支援専門員 2名以上
- 1名は現任研修修了者
- 24時間連絡体制は不要 等



## ④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。

- 初回加算（計画相談支援に今回創設） 300単位/月
- 退院・退所加算 200単位/回
  - ・ 退院・退所後の地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を評価
- 居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援のみ） 100単位/月
  - ・ 利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、居宅介護支援事業所等に対し、居宅サービス計画等の作成に協力

- 専門性の高い支援を実施できる体制を整備し、公表している場合に評価。

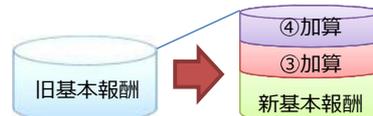
- 行動障害支援体制加算 35単位/月
  - ・ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置
- 要医療児者支援体制加算 35単位/月
  - ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を配置
- 精神障害者支援体制加算 35単位/月
  - ・ 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した相談支援専門員を配置

## ⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

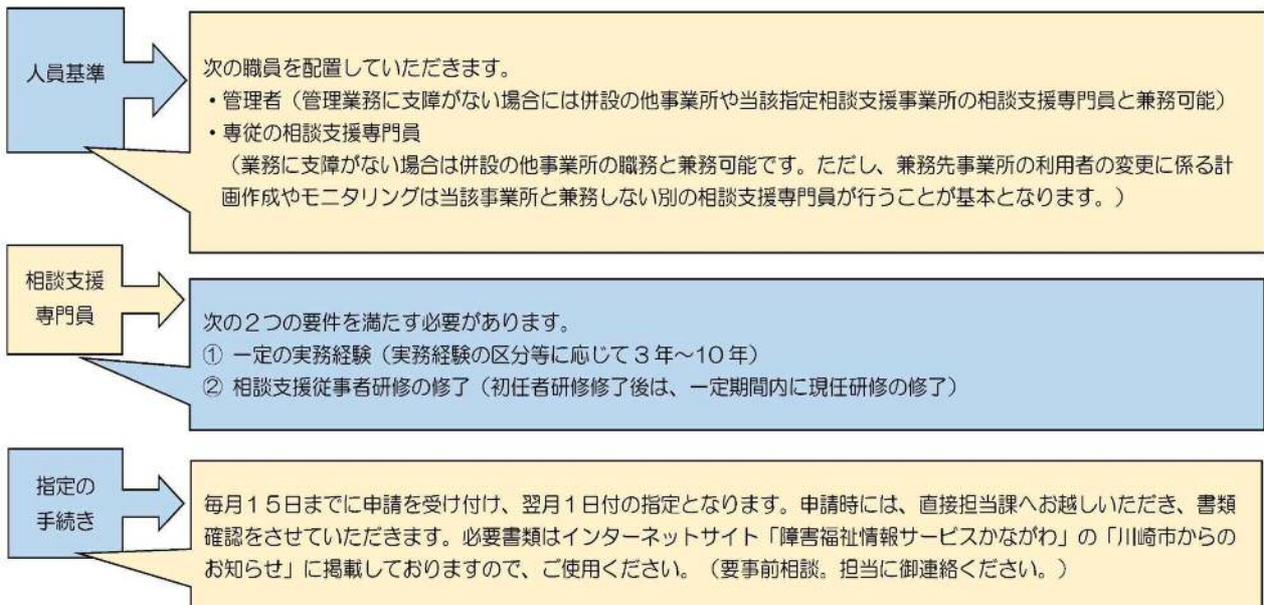
- ①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化

- ※ 障害児相談支援は見直しを行わない
- ※ 新単価の適用には経過措置を実施

・ サービス利用支援費	1,611単位/月	➡	1,458単位/月
・ 継続サービス利用支援費	1,310単位/月		1,207単位/月



## 【指定手続き関係】



## 【お問い合わせ先】

- 相談支援専門員の研修に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課地域支援・療育係 TEL：044-200-0871

- 相談支援事業所の指定に関すること

川崎市健康福祉局障害計画課事業者指定担当 TEL：044-200-2927

# A 新旧用途別一覧(平成27年4月1日施行)

旧	平成27年3月末まで	新	平成27年4月1日から
	(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)		(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)
老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム(一部) 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 救護施設 乳児院 障害児入所施設 障害者支援施設(一部) 短期入所を行う施設(一部) 共同生活介護を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これら15に類するもの※2 (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設又は 共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)	老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これら15に類するもの※2 (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設又は 共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)	(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 養護老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これら15に類するもの※5 (2) (生活保護者施設) 更生施設 (3) (児童施設) 助産施設 保育所 幼児連携認定こども園 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 その他これら15に類するもの※6 (4) (障害児施設) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設※7 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設※8

(6) 項八 (老人福祉施設、児童養護施設等)	
老人デイサービスセンター 養護老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム(一部) 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 更生施設 助産施設 保育所 児童養護施設 障害児入所施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設(一部) 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)	(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 養護老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これら15に類するもの※5 (2) (生活保護者施設) 更生施設 (3) (児童施設) 助産施設 保育所 幼児連携認定こども園 児童養護施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設 その他これら15に類するもの※6 (4) (障害児施設) 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設※7 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設※8

(注) 新しく用途区分が追加・変更された施設を赤字で記載しています。

# E 社会福祉施設の主な消防用設備等

(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)	
消火器	全 部
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m <sup>2</sup> 以上
スプリンクラー設備	全 部 (一部施設は延べ面積 275 m <sup>2</sup> 以上)
自動火災報知設備	全 部
漏電火災警報器	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上
火災通報装置 ※	全 部 (自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった  
設置基準

改正になった  
設置基準

(6) 項八 (老人福祉施設、児童養護施設等)	
消火器	延べ面積 150 m <sup>2</sup> 以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m <sup>2</sup> 以上
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000 m <sup>2</sup> 以上
自動火災報知設備	全 部 (入居・宿泊させるもの) 延べ面積300m <sup>2</sup> 以上 (入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上
火災通報装置 ※	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全 部

改正になった  
設置基準

※火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。  
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

日本消防設備安全センター  
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/hanzesei/>

お問い合わせ先

# 既存の建物に社会福祉施設が入居する場合

## 消防、建築の基準を御確認ください

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いいたします。

### 〔消防に関するお問い合わせ先〕

消防署	管轄のエリア	住所	電話番号
臨港消防署予防係	川崎区 ※詳細の区域はお電話にてご確認ください。	川崎区池上新町 3-1-5	(代) 044(299)0119
川崎消防署予防係		川崎区南町 20-7	(代) 044(223)0119
幸消防署予防係	幸区	幸区戸手 2-12-1	(代) 044(511)0119
中原消防署予防係	中原区	中原区新丸子東 3-1175-1	(代) 044(411)0119
高津消防署予防係	高津区	高津区二子 5-14-5	(代) 044(811)0119
宮前消防署予防係	宮前区	宮前区宮前平 2-20-4	(代) 044(852)0119
多摩消防署予防係	多摩区	多摩区柘形 2-6-1	(代) 044(933)0119
麻生消防署予防係	麻生区	麻生区万福寺 1-5-4	(代) 044(951)0119

### 〔建築に関するお問い合わせ先〕

まちづくり局指導部建築指導課建築監察担当 電話044(200)3008

# 違反対象物の公表制度

## 利用者の安全・安心のために

消防関係法令に重大な違反のある建物や店舗に関する情報が、平成26年10月1日から川崎市ホームページで確認できます。

※ 違反対象物一覧のページ

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>



川崎市消防局イメージキャラクター 大助

### 公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

### 公表方法と公表内容は

- 公表方法  
川崎市ホームページ  
( <http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html> )
- 公表内容  
建物名称、所在地、違反の内容

### 公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、老人ホームなど不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

### 公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



## 川崎市消防局

お問い合わせは、川崎市消防局予防検査課又は最寄りの消防署予防課まで

## 公表までの流れ



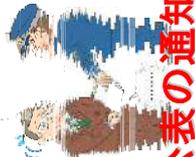
立入検査

消防職員が立入検査を実施し、公表対象となる違反(※)を確認  
※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置



検査結果の通知

立入検査の結果を通知(防火対象物立入検査結果通知票の交付)



公表の通知

公表予定の建物関係者に公表する事項、公表方法、公表予定日を通知(公表通知書の交付)

立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合



公表

川崎市ホームページで建物名称、所在地、違反の内容を公表

問合せ先

川崎市消防局予防検査課

電話 044-223-2711

# 消防訓練を実施しましょう！

消防訓練の種類には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。

消防訓練は、管理権原者の義務（消防法第8条第1項）、防火管理者の責務（消防法施行令第3条の2）として、消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施するよう定められております。

## 《訓練内容と訓練回数》

種 類	内 容	訓 練 の 回 数
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練	年2回以上 (特定用途防火対象物)
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練	
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数

※ 障害者支援施設等は、特定用途防火対象物に分類されます。

## 《訓練実施の手順》

- 1 実施する日時、場所、内容等を検討して計画を立てましょう。
- 2 **消火訓練、避難訓練**を実施する場合には、事前に管轄する消防署宛てに連絡しましょう。⇒【消防訓練実施計画報告書】の提出
  - ※ 特定用途防火対象物において消火訓練、避難訓練を実施する場合には、防火管理者は、予めその旨を消防機関に通報しなければならないと定められています。(消防法施行規則第3条第11項)
  - ※ 消防署の立会いがなくても、消防訓練は実施することができます。
- 3 各訓練を実施したら、管轄する消防署宛てに報告しましょう。
  - ⇒【消防訓練実施結果報告書】の提出
  - ※ 【消防訓練実施計画報告書】及び【消防訓練実施結果報告書】の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000028737.html>

○ いざという時のために、人数が少ない夜間の火災を想定した訓練も実施しておきましょう！



# 発見・通報訓練 1

従業員が火災を発見した場合

人数 3人~



従業員が火災を発見した場合の対応方法と119番通報の方法を身につけましょう。

目的

タイムライン

1分

・火災の発見  
・火災の発生を報告

- あなた (防火管理者) の指示**
- ▶ 場所別火災想定カード(※1)を使いましょう。
  - ▶ 訓練の目的、従業員が火災を発見した場合の動きと119番通報の方法を説明しましょう。
  - ▶ 訓練を行う人たちの役割(Aさんは火災発見者役、Bさんは通報役等と具体的に)を説明し、訓練開始の合図を行います。
  - ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」

119番  
通報

- ▶ 通報内容等についてタイミングをみてアドバイスしましょう。

アドバイス (例)

- ・はつきりと言いましょ。
- ・本当に火災が起きたつもりで行いましょ。



訓練の講評  
(検討等)

- ▶ 「訓練を終了します！」

- ▶ 訓練を見て感じたことを話し、具体的に指導しましょう。

例：「実際の火災に遭ったらどうも慌てると思います。もっと真剣に取り組んでください。」

119番通報に  
ついての習得

- ▶ AさんとBさんの役割を替え、場所別火災想定カード(※1)を活用して、119番通報訓練を行います。

役割

A 火災発見者役

B 通報役

C 消防署員役



場所

どこでも (火災の発生を想定した場所等)

用意するもの

- 内線がかけられる電話 (携帯電話でも可)
  - 場所別火災想定カード(※1)
  - 消防署員役セリフカード(※2)
- (※1) (※2) はP32にあります。コピーしてお使いください。

訓練時間

5分  
最短

1人増えることに必要な時間の目安は3分です。

みんな (従業員) の動き

- Aさん：「火事だー！」と大声で火災の発生を知らせましょう。  
その後内線電話 (携帯電話) で事務室に、火災の発生と火災の状況を連絡しましょう。
- Bさん：「〇〇階の〇〇(※1) から火災が発生。119番通報を行います。」
- 他の従業員：訓練を見学 (自分が行うことをイメージして！)

POINT

みんな

- ▶ 周りにいる従業員に火災の発生を知らせましょう。
- ▶ 落ち着いて大きな声で火災の発生を伝えましょう。
- ▶ 電話で伝えるときは火災の発生場所をもう一度言い、事務室にいる従業員に火災の発生を知らせましょう。
- ▶ 落ち着いて119番通報を行います。

みんな

- ▶ 消防署員役が聞き間違いをしないように「〇丁目〇番〇号」と具体的に伝えましょう。
- ▶ ビルの名前があればその名前と、店名や会社の名前を伝えましょう。
- ▶ 周囲に目印となる建物があれば伝えましょう。
- ▶ 逃げ遅れた人がいる場合は、その情報を伝えましょう。

あなた みんな

- ▶ 訓練した日と内容 (例：通報訓練) は、業務日誌等に記録しておきましょう。

あなた

- ▶ 場所別火災想定カード(※1)をあらかじめ準備しましょう。
- ▶ 訓練時間内に行えるだけ多くの従業員に訓練を行ってもらいましょう。

- ▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP24の「発見・通報訓練」の指導内容チェックポイントを確認しておきましょう。
- ▶ 訓練後に講評を行うときは、P24に講評の文章例があるので参考にしてください。

# 発見・通報訓練 2

自動火災報知設備のベルが鳴った場合

人数 3人~

自動火災報知設備のベルが鳴った場合の対応方法と、火災を発見するまでの動きを身につけましょう。

目的

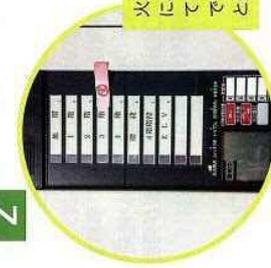
1



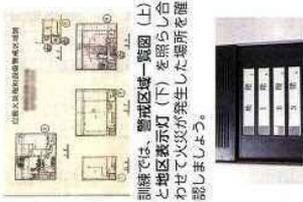
これが「自動火災報知設備」の受信機です（一例です。会社によって異なります）。火災がどのフロアで発生しているのか一目でわかります。

火災が起こる場所に、ふせんを貼っておきます（ここで火災が発生したという目印です）。

2



3



Aさんは、ふせんが貼ってある場所に向かいます。

4



火災が発生した場所のイメージです。火災を発見したAさんは、待機しているBさんに火災の発生を知らせましょう。

役割

- A 火災現場確認役
- B 通報役
- C 消防署員役

場所

自動火災報知設備の受信機がある場所と、火災が発生した（と想定される）場所（どこでも可）

用意するもの

- 内線がかけられる電話（携帯電話でも可）
- 消火器
- 警戒区域一覧図
- 火災が発生した場所に置く目印（目印になればどのようなものでも可）
- ふせん

訓練時間

最短 4分

1人携えることに必要な時間の目安は3分です。

タイムライン

2分

4分

自動火災報知設備が作動した（ベルが鳴った）

火災を確認し  
報告

\*この案の通報訓練は、P.4-5を参考にしてください。

あなた（防火管理者）の指示

- ▶ 訓練の目的と自動火災報知設備のベルが鳴った場合の動きを説明しましょう。1
- ▶ 訓練を行う人たちの役割（Aさんは火災現場確認役、Bさんは通報役等と具体的に）を説明し、訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「00時00分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。Aさんは、火災現場の様子を確認してください。」

みんな（従業員）の動き

- Aさん、Bさん：防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。1
- 【場所：自動火災報知設備の受信機がある場所】
- Aさん：受信機の地区表示灯と警戒区域一覧図を照らし合わせ、火災が発生している場所を確認しましょう。
- 「自動火災報知設備の受信機が火災を示している場所は〇〇階、火災現場を確認します。」
- Bさん：その場で待機しましょう。
- 他の従業員：同じように説明を聞きましょう。（自分が行うことをイメージして！）
- Aさん：火災を確認したら、Bさんに火災の発生を連絡しましょう。「〇〇階の〇〇から火災が発生しました。」
- Bさん：「〇〇階の〇〇から火災が発生。119番通報を行います。」
- 他の従業員：訓練を見学（自分が行うことをイメージして！）

POINT

あなた

- ▶ 訓練を開始する前に、準備（火災発生場所に目印を置く・自動火災報知設備の受信機の地区表示灯へふせんを貼る）をしましょう。2

他の従業員

- ▶ Aさん、Bさんのどちらの動きをしっかりと見学しましょう。

みんな

- ▶ 火災現場を確認するときには、消火器を持っていきましょう。
- ▶ 身の安全が第一であることを忘れずに。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP.24の「発見・通報訓練 1・2」指導致内容子エチケット「ポイント」を確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P.24に講評の文章例があるので参考にしてください。

# 消火訓練 1

消火器を使う場合

人数 1人~  


消火器を使った消火方法を身につけましょう。

(実際には放射せず、使うまでのシミュレーション訓練であっても十分な効果があります。)

目的

消火器の使い方



1  
引き抜く



2  
ホースの先を持って  
火元に向け



3  
放射!

タイムライン

2分

## 消火器の使い方

- ▶ 訓練の目的と、消火器の使い方を説明しましょう。
- ▶ 「消火器を火元の手前まで運んで、上の黄色い安全栓を上側に引き抜きます。」**1**
- ▶ 「ホースの先端のノズルを握って燃えているものに向け、黒いレバーを握って消火剤を放射します。」**2 3**

### あなた (防火管理者) の指示

- ▶ 訓練を行う人の役割 (Aさんは消火役、Bさんは二番目の消火役等と具体的に) を説明し、訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「火災が発生しました。Aさんは、消火器で消火してください。」
- ▶ タイミングをみてアドバイスしましょう。  
(例：燃えているものに近づきすぎないでください。姿勢を低くしましょう。)
- ▶ しばらくしてから「Bさんは、Aさんに続き、消火訓練を行ってください。」
- ▶ Bさんの訓練が終わったら、別の従業員にも順番に訓練をしてもらいましょう。

## 消火器による消火

5分

### 用意するもの

- 消火器 (実物)
- 火災が発生した場所に置く想定される場所 (どこでも可)

### 場所

火災が発生した (と想定される) 場所 (どこでも可)

### 役割

- A 消火役① 
- B 消火役② 

1人携えることに必要な時間の目安は5分です。

訓練時間

5分  
最短

### POINT

#### あなた

- ▶ 実物の消火器を使って訓練を行う場合は、消火剤を放射しないように実際にはレバーは握らないことを説明しましょう。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。

### みんな (従業員) の動き

Aさん、Bさん

: 防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。

他の従業員: 同じように説明を聞きましょう。  
(自分が行うことをイメージして!)

#### あなた

- ▶ 消火器は、万能ではありません。放射時間や放射距離は、消火器によって異なりますので、身近にある消火器を確認しておきましょう。

#### みんな

- ▶ 実物の消火器で訓練を行う場合は、レバーは握らないでください。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。
- ▶ 燃えているものには近づきすぎないでください。また、姿勢は低くしましょう。
- ▶ 燃えているものに直接消火剤がかかると、手前からほつきではくように放射します。

※ 1本の消火器では消火に限界があります。集められるだけ集めて、そこにいる全員が消火器で放射するイメージで行いましょう。ただし、命が最優先であることを忘れてください。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前に P25 の「消火訓練 1 (消火器)」指導致内容チャートを確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P25 に講評の文章例があるので参考にしてください。

# 避難・誘導訓練

誘導灯の確認も含む

人数 2人~

訓練時間

最短 6分

目的 火災が発生した場合の避難方法と誘導方法を身につけましょう。

**役割**

**A** 避難・誘導担当  
他の従業員：避難役

**場所**  
どこでも（階段を使用するので、その近辺でも可）

**用意するもの**

- メガホンなど（あれば）
- 場所別火災想定カード（※1）（P32）

これが「誘導灯」。自分のいるフロアのどこにあるか確認しましょう。



避難階段の入り口です。



訓練では、必ず階段を使いましょう！



火事の際にエレベーターは使ってはけません！だから訓練でも使えません。

タイムライン

2分

4分

6分

訓練の目的と避難・誘導の方法を説明

**あなた（防火管理者）の指示**

- ▶ 訓練の目的と訓練を行う人たちの具体的な動き方（Aさんは避難・誘導担当、他の方は避難役など）を説明します。
- ▶ 「避難するときは、誘導灯を目印にしましょう。」
- ▶ 「エレベーターを使わないで、階段で逃げましょう。」
- ▶ 「Aさんは、〇〇側階段にお客様や他の従業員の避難・誘導を行い、フロアに残っている人がいないか確認しましょう。」

**みんな（従業員）の動き**

Aさん、他の従業員：防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。

**POINT**

**あなた**

- ▶ エレベーターを使わないことを徹底しましょう。
- ▶ 避難誘導のときはメガホン（あれば）を活用しましょう。

**みんな**

- ▶ 疑問があれば質問しましょう。

避難と誘導

- ▶ 訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。火災が発生した場所は〇〇階の〇〇（※1）ですので、Aさんの誘導のもと、〇〇側の階段を使って避難しましょう。避難する人は誘導灯も目印にしてください。」

Aさん：「火災が発生した場所は〇〇階の〇〇ですので、〇〇側の階段を使って避難してください。皆さん、こちらの階段ですよ。」と自ら率先して避難する階段に誘導し、避難をリードします。

他の従業員：Aさんの指示のもと、階段を下ります。

**みんな**

- ▶ どこに誘導灯があるか、きちんと確認しましょう（誘導灯は緊急時に避難ルートを示す、大切なツールです）。

実際に避難する

▶ 訓練者がけがをしないように安全に配慮します。

他の従業員：階段を下り、避難します。

Aさん：フロアにお客様（他の従業員）がいないか確認します。

**あなた みんな**

- ▶ 高層の建物で、階段を使って外に出るのが大変な場合は、下のフロアへの移動でも構いません。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP28の「避難・誘導訓練・指導致容チェックポイント」を確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P28に講評の文章例があるので参考にしてください。

## 発見・通報訓練①② 指導内容チェックポイント

- 火災で動揺したり、勤務先の所在地を記憶していなかったりして、勤務先の所在地を通報できない人が少なくないということです。  
電話の近くには、所在地や通報文例などを置いておくよう指導しましょう。
- 消防署からの距離や消防車の活動状況にもよりますが、119番通報を行ってから消防車が到着するまで、平均して5分以上はかかるといわれています。  
消防車ができるだけ早く到着するように、119番通報は速やかに行うよう指導しましょう。
- 携帯電話から119番通報したときは、通報を受けた消防署が確認の折り返し電話を行う場合があるので、通報後は携帯電話の電源を切らないよう指導しましょう。
- ほやなどで火災が消えた場合でも、必ず119番通報を行うよう指導しましょう。  
消えた後でも通報を行わなければならない義務があります。

### 発見・通報訓練①② 講評文例

#### ■ 119番通報訓練を行いました。

火災を発見したら、初期消火とともに一刻も早く行っていただきたいのが、消防署への119番通報です。  
消防署からの距離や消防車の活動状況にもよりますが、119番通報を行ってから消防車が到着するまで、平均して5分以上はかかるといわれています。  
火災が発生した場合に、消防車が到着する前に私たちがどのような活動を行うかが、その後の火災の延焼拡大と被害の大きさを大きく左右することとなります。  
誰でも迅速に適切な通報を行うことができるように、通報の方法を身につけてください。

## 消火訓練①（消火器） 指導内容チェックポイント

- 熱と煙が発生しているもので、燃えているものに近づくと視界が悪くなります。  
また、近づきすぎるとやけどををする危険もあります。消火器の消火薬剤が届く距離（有効射程距離）を考え、姿勢を低くして、安全な範囲内で火元に近づき、煙に惑わされないように、燃えているものに直接消火薬剤を放射するよう指導しましょう。
- 消火器は火元近くにできるだけ多く集めて、連続して使用するよう指導しましょう。
- 粉末消火器の消火薬剤は水のように浸透性がないので、いったん火が消えたようにみえても再び燃え出す可能性があります。一時的に消火したら水をかけて完全に消火するよう指導しましょう。
- 消火器で消火できるのは「天井に火が燃え移る前まで」が目安です。  
目安を超えたら無理せずに、避難の時機を失う前に避難するよう指導しましょう。
- 消火を行うときには、部屋の入口を背にするなどして退路（退避するルート）を確保した位置で消火するよう指導しましょう。
- 消火器には、消火薬剤の放射距離や放射できる時間（秒数）などの性能が表示されています。自分の職場で身近に設置されている消火器の性能を確認しておくよう指導しましょう。

### 消火訓練①（消火器） 講評文例

#### ■ 消火器の使い方を覚える消火訓練を行いました。

火災を発見したら、消防署への119番通報とともに一刻も早く行っていただきたいのが初期消火です。  
消防署からの距離や消防車の活動状況にもよりますが、119番通報を行ってから消防車が到着するまで、平均して5分以上はかかるといわれています。  
火災が発生した場合に、消防車が到着する前に私たちがどのような活動を行うかが、その後の火災の延焼拡大と被害の大きさを大きく左右することとなります。  
消火訓練はこれからも定期的に行いますが、火災を発見した人が誰であっても初期消火を行うことができるように、職場に置かれている消火器の性能や使い方を確認してください。

## 避難・誘導訓練 指導内容チェックポイント

- 火災が発生した場合は、燃え広がる可能性があるため、直ちに建物内にいる人に火災の発生を知らせて、すぐに避難するよう伝えましょう。
- エレベーターが設置されている建物では、「エレベーターは使用しないこと」を伝えましょう。
- 避難は、階段を使って行います。避難はしごなどの避難器具は、他に避難する手段がない場合に使うものとして知らせるよう指導しましょう。
- 炎や煙で階段が使えない場合には、ベランダなどの一時的に安全な場所に避難して、消防隊が到着したら手を振るなどして知らせるよう指導しましょう。
- 一度避難した人が建物の中に戻り、亡くなってしまった火災も少なくありません。いったん避難したら、建物内に戻らないように指導しましょう。

### 避難・誘導訓練 講評文例

#### ■ 避難訓練を行いました。

火災が発生したら、避難と初期消火を並行して行うことが必要ですが、天井まで炎が上がって消火器では初期消火できない場合には、避難を優先して行ってください。  
 火災は、上の壁から天井、そして上の階へと延焼し拡大していくので、火災が発生した階とその上の階にいる人には一刻も早く避難していただくことが重要です。  
 この建物には階段が2か所ありますが、例えば建物の東側で火災が起きたら西側の階段を、また西側で起きたら東側の階段を、といったように、安全に避難できる階段を使って避難してください。

## 場所別火災想定カード・ 消防署員役セリフカード

- P.4発見・通報訓練①、P.16避難・誘導訓練で使用します。
- コピーして切り離してください。

### 場所別火災想定カード①

火災発生建物 居酒屋（雑居ビル2階）  
 火災発生場所 厨房  
 逃げ遅れた人 客3名

### 場所別火災想定カード②

火災発生建物 ホテル（5階建て）  
 火災発生場所 4階客室  
 逃げ遅れた人 従業員1名、客5名

### 場所別火災想定カード③

火災発生建物 事業所（3階建て）  
 火災発生場所 ○階給湯室  
 逃げ遅れた人 なし

### 場所別火災想定カード④

火災発生建物 共同住宅（8階建て）  
 火災発生場所 5階居室  
 逃げ遅れた人 多数

### 消防署員役セリフカード

- C 119番消防です。火事ですか？  
 救急ですか？  
通報者 火事です。  
 C そこは何市何町何丁目  
 何番何号ですか？  
通報者（番地や燃えている建物等）  
 C 消防車、向かいます。

### 場所別火災想定カード⑤

火災発生建物  
 火災発生場所  
 逃げ遅れた人